

第百三十一回 参議院 地方行政委員会 會議録第六号

平成六年十一月二十四日(木曜日)

午後一時一分開会

委員の異動

十一月二十四日

辞任

鈴木 貞敏君

補欠選任

中曾根弘文君

出席者は左のとおり。

委員長

岩本 久人君

理事

鎌田 要人君

岩崎 昭弥君

釘宮 磐君

有働 正治君

委員

石渡 清元君

関根 則之君

中曾根弘文君

服部三男雄君

真島 一男君

松浦 功君

上野 雄文君

篠崎 年子君

山口 哲夫君

渡辺 四郎君

小林 正君

長谷川 清君

統弘 訓弘君

西川 潔君

国務大臣

自治大臣

国務大臣

(国家公安委員

野中 広務君

政府委員

警察庁刑事局長

自治大臣官房長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

○委員長(岩本久人君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

○委員(野中広務君) ただいま服部委員御指摘のように、これからの高齢化社会に向かいます。一つにはこの深刻な社会をどのようにしてそれぞれ国、地方が生きていくことが重要な課題である社会に築いていくということが重要な課題であります。その中で、この受け皿となるべき地方公共団体の果たす役割は非常に重要となつてきておるのでございます。しかし、それを取り巻く地方行政の状況には非常に厳しいものがございまして、税制改革につきまして

地方税法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○服部三男雄君 服部でございますが、大臣に少しばかり伺いたいと思つております。

今度の消費税率の改定もすべてが高齢化社会に向けてということ、実際問題としてこの十年から十五年後に爆発的に高齢化社会の対策のための負担というものがふえることは避けられないわけでございます。そういうことで今回の税制改革になつたということでございますが、その場合に、前提として行革とあるのは地方分権ということが必要だと言われております。

そのように、税制構造の変化に伴つて行政執行体制のあり方の見直しということが避けられないといふふうに考えておられて、その福祉の実施主体というのは地方自治体がほとんどを占めるわけですから、当然行革といふと予算の見直しも大事ですが、中央省庁及び地方の行政主体といふものの見直しが避けられないことだと思つております。

所管大臣としてこれにどのように取り組んでいかれるか、まず伺いたいと思つております。簡単にお願いします。

○国務大臣(野中広務君) ただいま服部委員御指摘のように、これからの高齢化社会に向かいます。一つにはこの深刻な社会をどのようにしてそれぞれ国、地方が生きていくことが重要な課題である社会に築いていくということが重要な課題であります。その中で、この受け皿となるべき地方公共団体の果たす役割は非常に重要となつてきておるのでございます。しかし、それを取り巻く地方行政の状況には非常に厳しいものがございまして、税制改革につきまして

民の理解と協力を得ながら、国、地方を通じて行政改革の実行が強く求められておるところでございます。

自治省といつたしましては、地方公共団体がこのような状況を踏まえまして改めて責任を自覚し、受け皿づくりとしての地方団体の責任体制を確立する、そして簡素で効率的な行政の確立を行うために自主的かつ積極的に行政改革を進めなければならぬと痛感しておる次第であります。

そういう認識に立ちまして、先般、地方公共団体の自主的、主体的な行政改革の一層の推進に資するため、地方公共団体における行政改革推進のための指針を策定いたしました。これを地方公共団体に通知をいたしたところでございます。これを受けて、地方公共団体におかれましては地方の行政改革推進本部をそれぞれ設置をいただきます等、指針に沿つて行政改革の一層の推進のために努力を今いただいております。今後、私もその推進を十分見守つてまいりたいと思つております。

○服部三男雄君 今までも当委員会及び衆議院を通じて諸先輩がたぐさ重要なポイントをただしておられまして、やや屋上屋を架す感もなきにしもあらずですが、高齢化社会の到来するまでに社会資本の充実をやらにいかぬ、これも国民の共通した認識だと思つておられます。

その際に公共事業のいわゆるシェアの問題ですね、前年度比と同じパーセンテージで伸ばしていくということではよくないのじゃないかということも強く言われておられて、この点では、中央省庁の所管ではいわゆる縦割り行政というのは非常に長く批判されているがなかなか改善されない。シェアというものはかなり可変的なものというか、目配りやめり張りが割合合っている部分もあるわけ

です。例えば都市計画、街路、公園なんかの比率はかなりここ数年、五、六年で変わってきている、まだ必ずしも十分とは思わないですけれども。こういったことについて、自治省としては所管官庁としてこれをもっと推進するためにどういう方法を考えておられるのかということについて端的にお伺いしたいと思います。

○政府委員(遠藤安彦君) 御指摘のとおり、普通建設事業における補助事業と単独事業のシェアの問題については、国の補助事業はシェアが非常に固定しているということがよく言われるわけでありますが、実は調べてみますと、地方団体の決算は事業費ベースなものですから、国費ベースで余りシェアは変わらなくても、補助率の低いところとか補助率の高いものに事業が集中したりしますと事業費ベースでは地方の補助事業も若干シェアが変動しているという状況でございます。しかしながら、御指摘のように、数字から見ると限られた地方の単独事業のシェアの変化の方がやはり補助事業のシェアの変化より大きいかなという状況でございます。

御指摘にもありましたが、平成四年度の決算を見てまいりますと、五年前の昭和六十二年に比べてまして、地方単独事業の分野別のシェアでは街路、公園などの都市計画事業費が五年前と比べて四ポイントぐらいい上をいたしております。それから、最近多くなってきておりますのが民生費、衛生費、これは福祉の関係でございますが、社会福祉総合センターなどかなり地方で単独事業で設定しているというようにございまして、こういう民生費、衛生費というくくりでいきますとやっぱり二ポイントぐらいい増加している。一方、減っている方を申し上げますと、道路・橋梁費が二ポイント弱、それから農林水産業費がこれも二ポイント弱ぐらいい減っているというような状況になっております。

地方公共団体の予算の配分でございますが、やはり財源的には限られておりますからこの財源をいかに重点的、効率的に使用するかといったよう

なこと、それから社会経済情勢が刻々変化しておりますし、国民、県民、市町村民のニーズに合った事業を実施したい、そういう面から地方公共団体が各種の施策について優先順位をつけながら厳しい施策の選択をしていくということをやっておりますし、そういった点では単独事業の方が対応しやすいという結果が出ていると思います。

いずれにしても、財源が厳しい中でありますけれども、地方団体が地域の実情に合った事業を自主的に積極的に実施できるように、地方単独事業の事業量の確保あるいはそれに対する財源の確保といったようなことについてはこれからも努力をしていきたいというように考えております。

○服部三男雄君 公共投資の基本計画で、アメリカとの約束というわけでもないでしようけれども、数年前は四百三十兆円、これが一挙に二百兆円、とんでもなく金額がふえまして六百三十兆円を政府は約束したというふうになっておるんですけれども、実施主体である地方自治体の行う工事の關係で一般の事業を含めまして地方財政というのは大きな役割を持っているわけです。今後、特に地方単独事業について来年度以降も自治省としては可能な限り積極的に推進する予定なのか、それからそのような財源をどうやって今後つくっていくのか。大変難しい問題ですけれども、特に平成不況はもう四年目に入っております、地方財政の構造は景気に左右されやすいという内在的要因もあるわけでございますから、今後この資産デフレと言われる不況が早期に解消されるというのはちよつと考えにくい状況のもとで、この六百三十兆円というもののうちの地方単独事業を含めた公共投資の地方財源というものをどのように考えていくのかということについて見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) ただいま御指摘の公共投資基本計画に基づきます社会資本の整備のうち、住民に一番身近な社会資本の整備につきましては地方公共団体が主体となつて行うことが基本とされております。したがって、今後重点化

を図るべき生活に密着をしかつ関連した社会資本の整備につきましては、地方団体の果たすべき役割は大きいものと存じます。したがって、地方単独事業などによって地域の特性に応じた個性豊かな社会資本の整備を行い、魅力あるそれぞれの地域づくりを実施することが求められているわけでございます。それだけに、委員御指摘のように、地方財政の重点強化がより重要であると認識をしておるわけでございます。

平成七年度の予算編成及び地方財政対策につきまして、国税、地方税とも平成六年度の税収入が昨年実績を割り込むような状況が続くわけでございます。極めて財政的に困難な状況のもとでありまして、委員御指摘のとおりでございます。したがって、自治省といたしましては、地方団体が公共投資基本計画の趣旨に沿い、住民生活に身近な生活関連施設をより自主的、計画的に整備をしていくことがございます。平成七年度の地方財政対策及び地方財政計画の策定を通じまして、必要な地方単独事業及びこれに要する財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

今、服部委員から、地方団体の借入金が増え、これを越えておるような状況において地方団体の今後の公共投資に要する財源の確保について御指摘もございましたが、御指摘のとおりでございます。財政事情の中にあるわけでございます。そういうものとしまして、今後とも高齢化社会に対応した総合的な地域福祉施策の充実や生活に密着した関連施設、すなわち社会資本整備等について地域の特色を生かし、そして自主的な単独事業の推進を含めまして、より積極的に対応をしていくことが私どもにも要請されておると認識をしておるわけでございます。

地方公共団体がこのような役割を十分果たしつつ円滑な行政運営をやっておりますためには、自主財源である地方税を中心に安定的でかつ伸長性のある地方税財源の確保が必要であり、かつこ

れを強化していく必要があると存じます。あわせて、地方交付税などの地方一般財源の確保が極めて重要でございます。

先ほど申し上げましたように、毎年度の地方財政計画の策定を通じてその確保に努めてまいりたいと考えております次第であります。

○服部三男雄君 私に許された時間がもう尽きかけておりますので、最後の質問をさせていただきます。

税というのは社会構造の変化というものに常に合わせて改正していかなくてはならぬわけですが、特にこれからの分権の時代と言われますと、当然この消費税の改正の後に来る税制改革の最重要課題として、先ほどちよつと触れましたけれども、地方の法人税関係の方でその税のあり方というものの、要するに景気に左右されやすい法人所得に頼りがちな地方の税財源環境をどのように変えていくかということが論点となるだろうと思ふんですけれども、これについて何らかの考えあるいは方法というものがあろうでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 今、委員から御指摘ございましたように、地方税におきまして法人課税のあり方につきましては、今後、国税と同様、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという基本的な方向に沿って検討をする必要があると思ふのでございますが、この場合におきまして、特に今、御指摘ございましたように、道府県税におきましては法人所得課税のウェイトが例えば平成四年度におきましては四二%を占めるという、まことに法人所得課税に依存しておると言っても過言でないような状態でございまして、その軽減を図る場合にはその財源となる代替財源が確保されなければならぬと考えておるわけでございます。

現在、所得課税となつております事業税につきまして、税の性格等の観点から外形標準課税の導入を検討する必要があると存じておりますし、このようなきまざまな諸点を踏まえまして、地方税におきましては、先般来申し上げておりますように、景気の動向に左右されないような安定した税

から財政支援措置を充実すべきであるという考え
方でありますが、基本的な考え方は先ほど大臣御
答弁したとおりでございます。

やはり現在の財政措置は、どちらかといいます
と合併によって地方交付税が減ってしまう。技術
的にいいますと段階補正という要素があるわけ
であります。人口が大きくなりますものですか
一人当たりの経費が減ってくるということで交付
税が減ってしまう。それを五年間減らさないで、
これを合併算定がえと称しておりますけれども、
そういう措置を講じているということだけであ
るわけでありまして。

今回御答申をいただいております中身は、そ
ういうマイナスになるのをとめるという措置だけ
ではなくて、市町村の新しい町づくりといいま
すか、合併による町づくりをもっと積極的に推
進するという意味から財政措置を充実すべきであ
るという御答申でございまして、私ももちろ
んそういう趣旨でこれから財政措置の中身をよく検討
をいたしまして、次期の通常国会にはそういう
中身について法案として出していきたいという
ように思っているところでございます。

○岩崎昭弥君 次は、地方公共団体の税財政基盤
の整備についてでございます。これは二点ありま
して、地方税と地方交付税についてお尋ねしたい
と思うんです。

まず、答申の総論を言いますと、地方税財源の
充実について答申は、

真の地方分権を進めていくためには、権限の
移譲のみならず、地方公共団体が事務事業を自
主的・自立的に執行できるよう、地方公共団体
の財政需要を地方財政計画を通じて的確に把握
し、自主財源である地方税を、課税自主権を尊
重しつつ抜本的に充実強化するとともに、あ
わせて、地方交付税の所要額を確保し、地方税財
源の充実を図っていくことが必要不可欠であ
る。

また、国と地方公共団体の役割分担の見直し
に伴って国から地方公共団体への事務事業の移

譲を行うに当たっては、同時に、地方公共団体
が事務事業を円滑に執行できるよう、税源の移
譲など地方税財源の充実強化を図ることが必要
である。

と書いてあります。

そこで、

地方税については、地方における歳出規模と
自主財源である地方税収入の乖離をできるだけ
縮小するという観点に立つて、抜本的充実強化
を図っていくかなければならない。

その際には、できるだけ偏在が少なく、安定
的な地方税体系を確立するとの観点に立つて、
所得・消費・資産等に対する課税の均衡のとれ
た地方税制の確立を目指すべきである。

と書いてあります。この点について、

それから、
地方交付税については、地方税源の偏在を是
正して、全ての地方公共団体に、一定の行政水
準の確保と自主的・自立的財政運営を保障でき
るよう、その所要額を確保するとともに、算定
方法を合理的でできるだけ簡素なものとするな
ど、その財政調整機能の充実を図っていくべき
である。

あわせて、地方の固有財源である地方交付税
の性格を明確にするため、国の一般会計を通ず
ことなく、国税収納金整理資金から、直接、交
付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるよ
うにすべきである。

これは我が党の山口議員もさきに指摘をされて
おったところであります。

したがって、以上のような答申の趣旨に對
して、今後の地方公共団体の税財政基盤の整備に
ついて自治省の考えを承りたいと思うのでありま
す。

○国務大臣(野中広務君) 委員御指摘のように、
地方分権を推進していく上におきまして地方公共
団体がみずからその責任を適切に果たしていきま
すためには、地方におきます行政財政改革の一層の
推進を図りますとともに、より自主的、主体的な

行政財政運営が可能となるような行政財政の基盤とな
るべき財源の充実強化が必要であることは言をま
たないところであります。

また、今後、地方公共団体においてより一層高齢化
が進み、またこれを初めとする社会福祉や生活関
連社会資本の計画的な整備のための経費が必要と
なってくるわけでございます。そういう意味で、
先ほど御指摘がございましたように、安定的かつ
伸長性のある税財源が付与されることが答申にあ
りますとおりに望ましいと考えておる次第であり
ます。

このため、今後、地方税におきましては、答申
にもありますように、所得、消費、資産等の間で
バランスのとれた安定的な税体系を求めますと
もに、その充実強化を図っていくことが適切なこ
とであり、重要な課題であると存じておるのであ
ります。その意味におきまして、従来消費課税の
割合の少なかつた地方税の体系にこのたび地方消
費税の導入が図られることを今お願いをしてお
るわけでございますが、その意味においてまことに
意義深いものがあると考えておるのでございま
す。

地方制度調査会の地方税源の充実強化に関する
答申の指摘は、今後の地方分権の流れに沿うもの
でございまして、大きく評価できるものでござい
ます。この答申の趣旨に沿えるよう分権の推進の
状況をもにらみながら今後の税制改正の中で私
ども一層適切に努力をしてみたいと考えておる
次第であります。

地方交付税について所要の額を確保しなければ
ならない、また算定方法の合理性、財政機能の充
実の問題等は、今、委員が御指摘をされたとおり
でございまして、もう私も付言する必要はない
のでございまして、より地方交付税の確保に努め
てまいりたいと存じておるところでございます。

地方交付税の算定方法につきましても、各種行
政サービスに係ります財政需要について毎年地方
団体の要望などを踏まえまして簡素で合理的な算
定に努めておるところでございますが、平成六年

度におきましても高齢者対策に係る施策をよりわ
かりやすく明示し、かつ充実を図る観点から、社
会福祉及び保健衛生費で算定をされておりました
高齢者関係の需要を統合いたしまして、新たに高
齢者保健福祉費を創設するなどいたしまして措置
を講じたところでございます。今後とも実態に即
した需要算入を行えるように努めてまいりたいと
考えておるところでございます。

お説の交付税特別会計への直接繰り入れにつ
きましては、先般も山口委員から御指摘をいただ
いたところでございまして、また地方制度調査会
の答申におきましても御提言をいただいております
ところでございまして。自治省といたしまして、地
方公共の固有財産であり、この地方交付税の性格を
明確にするともに、その見地からその実現を図
ることが望ましいと考えておりまして、平成七年
度の地方交付税の概算要求に当たりましても国庫
当局に對しまして要請を強くしたところでござい
ます。しかし、残念ながら、これまでは地方交付
税を一般会計から除くことと一般会計が国の財政全体
を反映しなくなるというような論点から、あるいは
は収納実績に依拠して交付することになるとい
う各交付時期に法定額を交付することが困難であ
る等々の理由から、今日その実現を、合意を見て
おらないところでございまして、今後とも先ほど
申し上げました基本に従いまして問題点をそれぞ
れ調整しながらその実現に向けて努力をいた
してまいりたいと考えております。

○岩崎昭弥君 今度は大蔵省に税の公正化に向
けた挑戦を続けてもらいたい、そういう立場で質問
をしたいと思うんです。時間がないので全部ま
めて申し上げますから、答えていただきたいと思
います。

例えて言えば、税制はルールで、その上を走る
列車が税務行政機関、運輸士や車掌が国税局と税
務署の役人、こういうふうに考えられるわけであ
ります。納税者はその場合乗客です。ルールであ
る税制がきちんと整備され、税務行政がしっかり
しておりまして、納税者がまじめに適切な納税を

する、この三点がそろって初めて税務行政は円滑に運営されるのであります。

所得税は、負担能力に応じて公正に課税することと過度の所得格差を是正し、活力ある民主主義の社会構築によい作用をするがゆえに最良の税金だと言われる説もあるわけでありまして、しかし、我が国では理念と現実の間に余りにも大きなギャップが存在をいたします。だから国民の間に税制に対する批判と不平が多いのであります。これを総合課税方式への政策の変更を通じて改善し、今後とも所得税をできるだけ我が国税制の中核に据えてよりよいものとしていくためには、税制の刷新と納税環境の整備が必要であると思っております。

それには次に指摘する方策が真剣に探究されなければならぬと私は思うのであります。まず四点にわたってお尋ねします。

その一、課税所得の適正な捕捉のためには、所得の支払い側と受け取り側の情報を番号で管理するシステムである納税者番号制を、プライバシー侵害と行政の過剰介入に対する徹底した歯止めを前提に、導入することについて国民の合意を求めたらどうかと思っております。これを利子、配当に限定せず、賃金の支払い、不動産売買などに広く活用し、税務行政全般に使用できるように番号制とし、支払い者、受取人双方の納税申告書や情報申告書に番号記入を義務づけましてマッチングする体制にすべきだと思っておりますが、どうかというところであります。

二番目に、我が党の山口委員からも指摘がありました、大企業を初め個人事業者に対する税務調査の著しい低下は、これらの申告納税者の納税協力度に好ましからざる結果を招来しているのは事実であります。税の公正化を実現するためには、真に国民の信頼にこたえる公正にして尊敬される税務行政の執行体制の確立が急務であると思っております。そのため、早急になすべきことは税務行政機関の機能の飛躍的な向上と強化であります。すなわち、業務量の増大に対応し、発想

の転換による職員的大幅増員と思いついた処遇改善、そして職場環境の整備をすることでありまして、税務行政は極めて専門的で難しく、かつつらいつ仕事でありますから、正義感が強く使命感旺盛な有能な人材確保が緊急課題であると思っておりますが、大蔵省の認識をお聞きしたいのであります。

三番目に、税務調査の効率化と威力発揮については、課税情報を集め、活用することが有効であります。取引に関する支払い調書の提出義務と告知義務を拡大強化し、法定資料を初めとする情報申告制度の整備拡充を図るべきであると思っております。なぜこのことを提言するかといえば、例えばサラリーマンと自営業者との所得の捕捉率に差があり過ぎるんですね。これは九一年度の調査ですが、サラリーマンを一〇〇とすると、自営業者は六一、農業は三〇です。

次に四番目は、個人所得税の不公平正を徹底すれば六兆円近くの増収になるとの試算もありません。これは中央大学の富岡研究室の試算ですが、不公平の視点をどこに置かれて数値は変わると思っております。特定数値を出すのは議論のあるところだろうと思っております。しかし、利子課税、配当課税、有価証券キャピタル課税、土地キャピタル課税、また医師の優遇税制など、税の公正の立場からするとなお一層の改革が必要であると思っております。私が強調したいのは、一律七％の国民福祉税といった慈善等拡大の選択というよりなことでなく、不公平な税の是正という選択を重視して、税の公正化に向けた挑戦を大蔵省が一生懸命やってもいいと思うからであります。一方で少子・高齢化社会の到来がありますので、安定的な財源ということで消費税のアップについても否定の立場をとるものではないことを表明いたします。以上四点をお聞きしたいと思っております。

これは主として中央大学商学部教授の富岡幸雄氏の説を引用しての質問であります。お答えを願いたいと思っております。

○説明員(竹内洋君) お答えいたします。

まず、先生から納税者番号制度につきまして御質問がございましたが、納税者番号制度につきましては税制調査会におきまして我が国の現状に即した検討を進めてきておりまして、先般の六月の答申におきましては、この制度につきまして適正、公正な課税の実現のための手段として有力な選取手段であり、単に利子・株式等譲渡益課税との関係だけではなく、先生からもお話がございましたように、税務行政の効率化、機械化等も含めた幅広い観点から積極的に検討を進めていく必要があるとの指摘をいただいたところでございます。

現在、大蔵省といたしましては、納税者番号制度によりどの範囲まで情報を把握すべきかという点を中心に具体的な検討を行っているところでございます。こうした検討の際、その番号利用に係る官民コストの問題、それから経済取引の影響、あるいは先生も言及されましたがプライバシーの問題などについてもあわせて検討する必要があると考えております。今後、御指摘がございました番号をつける情報の範囲をどうするかという点と、その範囲の累計コストの問題等をあわせて総合的に議論していく必要があると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、納税者番号制度の導入に際しましては相当幅広い見地から慎重に検討しなければならぬという課題が数多くございまして、今後とも精力的に検討を行っていく所存でございます。

それから二つ目は、税務行政につきまして大幅増員、職場環境の整備という大変温かい励ましの言葉をいただきました。これにつきましては、大蔵省の主計局もございまして、私も主税局なり国税庁の立場としてぜひ先生のメッセージを主計局に伝えたいということで答えさせていただきます。それから三つ目にございました情報申告制度の整備拡充、まさにこれも大変重要な課題と思っております。機械化等情報化あるいは先ほど申し上げました納税者番号制度の整備等、そういう中で幅広く検討していきたいと考えているところでございます。

それから、最後に御指摘ございました富岡先生のいわゆる不公平税制を是正すれば所得税で六兆円近く増収になるというお話でございますが、富岡先生の御指摘いただいた点につきましては制度に対する誤解あるいは積算根拠の問題等いろいろございまして、時間があれば一々個別に反論させていただきますのでそれは省略させていただきます。

私もといたしましては、税負担の公平確保という点については従来から不断の努力を続けてきているところでございまして、この点は絶えず追求されるべき事柄と考えております。このことによりまして今ございましたようないわゆる多大な増収規模になるとは到底考えられないところでございまして、ことしの税調答申でも述べられておりますように、このような課税の適正化の努力は、財源確保というよりはむしろ税のあり方、税の公平の問題として真剣に取り組んでいかなくてはならない課題と思っております。ところでございます。

○岩崎昭弥君 大筋了解しましたので、終わります。ありがとうございました。

○釘宮馨君 今回の税制改革議論も衆議院から参議院に回ってまいりまして、きょうはもう公聴会を含めて三日目を迎えるわけでありまして、そこで、我々の今回の税制改革に対する立場を明確にする意味で、幾つかの点について御質問をさせていただきます。最近行われました世論調査によりますと、今回の税制改革に関しては、消費税率を五％に引き上げることに賛成が二八％、支持しないは六五％、このようになっております。こうした結果を生んだ背景には、今回の政府案がききの国会で全会一致で成立した平成六年度分特別減税法附則の抜本税制改革を行うという趣旨に沿わないばかりでなく、税制改正の前提であると主張してきた高

さらに、また行財政改革についても全く具体案が示されていないというところであります。

こうした指摘に対しまして、まず自治大臣のお考え、所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 委員からただいま今回の税制改正に伴います国民の支持等を考えると

に抜本的な改革あるいは福祉ビジョンが示されておらない、こういう御指摘があったわけでございますけれども、村山内閣が発足いたしましたのは、御承知のように六月三十日でございます。税制改革というのはさきに細川、羽田内閣において五兆五千億先行実施をされたものでございますので、この先行実施を伴ったこれからの財政措置を考えますときに、どうしても早期に提案をしなければならぬ責任を現内閣は継承したわけでございまして、したがって、ある意味において減税先行だけをやることはいとやすいことかもしれませんけれども、内閣の責任としてこれを一体処理しなければならぬという責任を持ち、短時日にこれを国会に提案をしなければならぬという状況があったのでございます。

私は、そういうことを考えますときに、委員が今御指摘になりました二十一世紀の福祉ビジョンというのは、いわゆる長期的な視点に立ちまして福祉施策全体の基本方針を明らかにするために、当時、厚生大臣の私的諮問機関として高齢社会福祉ビジョン懇談会において細川内閣のときの三月二十八日に報告がされたものでございまして、私どもはその答申をまだ十分こなす間もなく今回の税制改革に入つたわけでございます。

そういう点では、この答申どおり考えて、いけば細川さんが言われましたように名前を国民福祉税に変えて七％というのは安易な方法だったかも知れませんが、私どもはそういう安易な方法をとるのじゃなく、福祉に対する考え方は十分認識をしながらも、今回の税制改革において実施を平成九年四月一日にすることによりまして、残された二年半で徹底した行財政改革を積極的

行くことにいたしました。その前提に立つて見直し条項を平成八年九月までとして設けまして、その中で新ゴールドプラン等いわゆるそれぞれの福祉のあるべき方向をも出しながら検討を加えて、各省庁とも協議して適切な財政支援措置を行ってまいりたいという方法で今回の案を出させていたんだいた次第でございます。

減税先行だけで、減税だけを出した場合には増
いじやないかという批判をこの論議を通じていた
だくであろうと思います。また一体で出せば今
のような御議論をいただくわけでございますけ
ども、私どもは可能な限りこの短い期間におい
てあるべき税制の方向を見定めつつ、かつ行財政
改革を大きな前提として考えてベストな案とし
て出ささせていただきます。そして国民に五%の負担を
いただき、なおその引き上げの二%のうちの一%を
地方消費税として創設をさせていただきますという道
を求めることになりましたことはまことに地方分
権の言われておるときに時宜に適した税制改革で
あったと認識をしておる次第でございます。

○釘宮警君　今の大臣の御答弁を聞いていまし

て、時間がなかったというようなことでありますけれども、私はかつて自民党というのは決めるべきときにはびしっと決めてきた、それで三十八年間国民から信頼されてきたと思うのであります。しかしながら、昨今の自民党のいろんな法案に対する対応を見ますと、どうも責任が先送りされているのではないかとというようなことは私は指摘させていただきたい、このように思っております。

消費税が国民に定着してきたこのことは社会党さんもおっしゃっていますけれども、私もそうだと思います。なぜならば、私どもが耳にする最近の地元での声を聞きますと、高齢化社会が来る、だから将来若い人に負担を持たせないために、できるだけ軽減するために税制改革をやつて、直間比率をできるだけ縮めるんだということで、そのことについては私はもうかなりの国民に理解

をしていただいております。

しかしながら、そういう中において、一方で消費税の税率アップということは認めるけれども、じゃ我々の親がまた自分が寝たきりになったときに特養にはすぐ入れるのか。今は正直申し上げて東京都あたりは二年、三年という待機をしなければならない、こういう状況があります。また、

そういう状況の中でやっぱり介護問題については非常に皆さん不安を持っておられます。ヘルパーは本当に我々が要求したらいつでも来てくれるのか、こういうふうなことであります。特に我々の年代、これは団塊の世代、終戦直後の生まれであります。我々が一番そのターゲットになっていゝるわけですが、この世代では、じゃ一休年金は将来本当に幾らぐらゐらえるのか、この辺にも率直な不安として漏らしておられます。

り私は福祉ビジョンというものはできるだけ早く出していく、そのことが一方では税に対する理解にもつながっていくと私は思うのでありますけれども、その辺について大臣のお考えを聞かせてください。

○国務大臣(野中広務君) お説のように、私もできるだけ早く福祉のあるべき方向というのを見出し、これにたえ得る行財政のあり方、あるいは時に国民に痛みを分かち合っていたかどうかということも率直に国民の理解と協力を求めなくてはならないと考えておる次第でございます。

ただ委員が自民党の時代は決断し実行したとおっしゃいますけれども、これは細川、羽田内閣のときから先送りされて減税だけが先行してきた問題でございまして、私どもはそういう意味において七％などという腰だめとも言われるべき税の負担を国民に安易に求めるのでなく、二年半かけて徹底して行財政改革を行い、その中におきましても前倒しをして規制緩和やあるいは特殊法人等の統廃合を行つていこうという、そういうみずからやはり身を切つて財源を生み出していくという努力を傾けようとするものでございまして、これ

こそまさに、連立でありますけれども、連立の成果を生み出したものであると私は認識をしておるわけでございます。

これからできるだけ可能な改革を行いまして、そして国民により負担を大きくかけないような状況の中に将来展望が描けるように一層の努力をしてまいらなければならないと存じておる次第でございます。

○釘宮磐君 私は今、国民がいわゆる負担と給付という問題について徐々に理解を示してきているということを申し上げたわけがあります。

最近、總理府による社会資本の整備に関する世論調査というものが出されました。これによりますと、高齢化社会に対応した医療・福祉施設は十分と答えた人が五六％、そしてその整備については負担増もやむを得ないとした人が四〇％に達しているということが報告をされております。

大臣 この結果は何を意味するのでしようか。要するに、国民は今、税率アップもさることながら、そういった問題についてより早く対応してほしいというせつば詰まった状況に置かれているというふうに私は理解をするわけであります。

そういう意味で、このゴールドプランからさらには新ゴールドプランというものを手がけてまいったわけでありませうけれども、この新ゴールドプランについては地方自治体、市町村、いわゆる福祉の最前線のところでいろいろなそういう実態を見てきた自治体が計画を出して、そしてそれを積

み上げてきたものを今出されておるわけですね
ですから、そういう意味からすれば国民のそうし
た悲鳴にも似たそういう状況というものを、二年
も先にならないと出せないということではなく
て、やはり早くこれにどういうふうに対応してい
くのか。

実は衆議院の予算委員会でも随分、この新
ゴールドプランについては来年度からスタートを
すべきだというようなことを総理にも言ったそう
でありますけれども、どうも総理は、最後は財源
論にはね返ってくるんじゃないか、このことにつ

いて、新ゴールドプランはまだ決まっていな
いと思うんですね、そういうふうなことを言っ
ておられるのであります。私は、そういうのは逃
げないで、こういう状況を地方は見守っている
それにちゃんとこたえていく、そういう姿勢が必
要だと思っておりますけれども、いわゆる地方
自治を束ねておられる自治大臣のお考えをちよ
っとお聞かせいただきたい。

○国務大臣(野中広務君) 委員がおっしゃいます
ように、住民の一番身近なところで身近な地方公
共団体がきめ細かい福祉をやっているかなくてはな
らないし、そして今、国民からはこれからの民族
が経験したことのない深刻な高齢化社会にどう対
応して自分たちはそのときどうなるんだという、
そういう不安が増幅をしておることは私もよく認
識をしておるところでございます。

ただ、そのことと平成九年四月一日から導入を
するこの税制改革に先立ってその前年の九月三十
日を期限といまして見直し事項を求めており
ますことは、これはこれまで可能な限り、先ほ
ど申し上げましたように、行財政改革等を抜本的
にやって、そしてできるだけそこから果実を生み
出して国民に新たな負担を求めることのないよう
な、そして国民に将来のビジョンをわかつてい
ただくような、そういう努力をしたいということで
ございます。

細川内閣のときに十年とされました規制緩和等
も五年前倒しをして、そして五年間でやるとい
うことにした理由もそこにあるわけでございます
て、それだけにこの前倒しをさらに一年やれと言
われることにつきましては、私は、これから私ど
もが積極的に努力をする、そういう期間というの
は一定期間必要である。さつきより申し上げま
したように、細川内閣ですら規制緩和を十年とさ
れたのを五年間短縮したわけでございますから、
この時期は非常にぎりぎりの時期であるというよ
うに考え、また早急に消費税率アップを求めるの
じやなく、みずから血を出し汗をかくて努力をし
た結果、国民の理解も得ながらこの平成九年四月

一日実施というスケジュールを組んだというの
は、まさしく国民に視点を当てた私は政治の姿勢
であると認識をしておる次第であります。

○釘宮磐君 大臣の今おっしゃられるように、私
はいろんな血を出すような改革というふうなもの
はこれから、政権交代が可能になったわけですか
ら、お互いが大いに努力をして十年かかるものを
五年にする、五年かかるものを三年でやるんだと
いうふうにお互いが切磋琢磨していくということ
は私はすばらしいことだと思えますし、それは国
民が望んでいることだ、このように思えますの
で、ぜひそういった問題については努力を引き続
きやっていただきたい、このように思うわけであ
ります。

私は、今回の地方行政委員会の質疑で野中大臣
の答弁を聞きながら、大臣が福祉の現場に大変お
詳しいということ、実は私自身も大変心強く感
じておるところであります。実は私も十五年間福
祉の現場におりまして、施設で指導員をや、そ
して施設長をや、そういう中から現場の声を少
しでも反映したいということで政治の世界に足を
踏み入れた人間であります。

それだけに、大臣から御指摘がありました特別
養護老人ホームの、一度も面会に来なかった子供
が遺留金品だけはくれ、お骨はおたくの方で処分
してください、こういうふうな話が、実は私も実
際に立ち会ったことで、何のために自分はこの人
たちのために頑張ってきたのかという思いをした
こともあります。そしてまた、もうこれは随分古
い話ですけれども、老人ホームの夕食時間が、こ
れは公立の老人ホームでありましたけれども、四
時ごろさせる。それは職員を五時に帰すためにや
るんだ、こういうことがやっぱり起こっていた。

私は、これから高齢化社会がますます進んでいく
中で我々がやらなきゃならぬことは、政策を競
うということとは全く別の問題として、基本的な
問題として私は同感でありまして、大臣とそうい
う意味では私は何ら変わることはありません。
そこで、大臣にこれはお願いでありますけれど

も、御案内のようにゴールドプランから新ゴールド
プランに積み上げたために施設整備が間に合わ
ずに、現在、国庫補助金が平成六年度二割、そし
て七年度八割というふうな状況が起こってきてお
るわけです。この問題は衆議院でも取り上げられ
て、これをやったのは実は旧与党だということ、私
は話も大臣の答弁の中にもありましたが、それを
はどっちがどっちとかいう話じゃなくて、それを
言えばその前に概算をつくったのは旧政権ではな
いかということにもなってしまうわけで、そんな
ことを国会で議論をしていたら国民は本当に救わ
れないと思うんです。

私がぜひ大臣にお願いしたいのは、この八割が
また来年先送りで四月から入れるということにな
ると、待機をして四月から入れると思つた人が
入れない、また職員も採用しているけれども四月
からは採用できないというふうなことになるわ
けでありますので、これはもうお互いの政争とか
いうふうなことにしないで、ぜひ大臣からこのこ
とについては来年度予算の中で考えていただきた
い。そのことについてお考えをお聞かせいただ
きたい。

○国務大臣(野中広務君) 同じ福祉施設に釘宮委
員もかかわっていただいておりますというお話を承り
まして、私どももよく理解者を得たとして喜んで
おる次第であります。

決して私は、平成六年度の特別養護老人ホーム
の新規採択がわずかに本年分は二割より補助金が
行っていない、八割は平成七年度に回されておる
というのには、政争の具にしようとしたわけではな
いのでございまして、福祉を重視したという言い
方をされながら、今回の税制改革が福祉について
十二分なプランを立てないままにいつていっているよ
うな御論議がやがてございまして、事態を知って
いたために、現場にある一人として、この特
別養護老人ホームの本年新規採択はわずかに、
今、委員がおっしゃったように、二割より補助金
が交付されておらない、八割は翌年交付である

法人を抱えておる私どもにいたしますと、これ
は人も採用できない、あるいは建物の建築にもか
かれなない、そして来年から一体どうせよというん
だということになるわけでございます。私はそ
ういう施設にかかわる者として、非常に言葉が過
ぎたかも知れませんが、そういうこと、結
詰まった気持ちで申し上げたわけでございますし
て、それだけにこれをまず来年支障のないように
していくというのが私ども、また直接内閣の一員
における者の責任であると認識をしておる次第であ
ります。

○釘宮磐君 よろしくお願ひしたいと思います。
それでは視点を変えまして、今回の税制改革の
前提として語られてきた行財政改革についてお伺
いをしたいと思います。

先ほどの世論調査の中で国民がもう一方で不満
に思っていることは、行財政改革の明確な姿が見
えてきていないということでございます。言うま
でもなく、国民に広く負担を求める際には政府み
ずからがどれだけの汗をかいたのか、血を流すのか、
これは明確にすることが当然であります。総理、
大蔵大臣もこのことについてはこの法案審議中
ずっと言ってきたこととてございします。

そこで、実はきょうの朝の毎日新聞に「特殊法
人見直しに非協力 所管官庁の大半」「統廃合
案」は皆無、その中に「統廃合など具体的な言
及は皆無で、逆に現状維持のメリットだけを強調
する内容となっている」と、こういうふうな記
事があるわけでありまして。

私は、本来、行財政改革をやろうとすれば政治
がある意味では強力なリーダーシップをとらな
きゃできないというふうな思いをしておりますけ
れども、今回、閣僚懇談会で十一月二十五日ま
でに所管法人の見直し状況について総務庁に報告を
させるというふうなことを言っておりますし、そ
の最終案を来年三月に閣議決定をするのであり
ますけれども、こういうことで果たして本当に
国民の間にも出てくるのではなからうかというふう

に思うわけでありませうけれども、これについて大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 御指摘のとおり、けさの毎日新聞を見まして私もいささか驚いた次第でございませうけれども、内閣の取り組みはそんな生易しいものではないのでございまして、総理の所信表明にも「特殊法人等」と入れまして、特殊法人のみならず認可法人等、あるいは公益法人にまで足を踏み入れまして、むだのないように、そしてより効率的にこの見直しが、あるいは統廃合ができるように考えようということでやっておるわけでございます。

もが期待するほどのことではないかも知りませぬが私ども何うのには、それぞれ省庁の動きは私どもがけれども、総務庁長官が二十五日にまとめられ、一応また次の機会に報告があるうと思うわけでございますけれども、我々は三月のこの決定までにはやはり政治決断として、総理がこの間も、それぞれ閣僚から話がありました、しかしそれを遮りまして、この問題は我が内閣の最重要課題だ、もう一度強い決意で臨んでくれと強い決意で言われた言葉はまことに重い意味を持つておると私は思っておりますのでございます。

自治省も、きょうここに幹部が並んでおりますけれども、地方分権を推進しようとする省庁でございます。地方分権を推進するということは、より各省庁のしがらみをどう外していくかというのは大変な苦勞の要るところでございます。したがって、自治省においてもみずから進んでその範を垂れなければ地方分権を推進することは不可能だと私は考えておりますので、所管大臣としてもその決意で臨んでまいりたいと存じております。

○釘宮馨君 私は、政治改革というのはただ単に選挙制度とかそういうものじゃなくて、やっぱり政治の復権だと思うんですね。ですから、そういう意味で我々はこの問題については断固たる態度で臨まなきゃならないし、今、大臣からそういう決意を聞かされたので私も非常に心強く思う。

わけがあります。

そこで、今回の行財政改革というのは、どちらかというと中央の特殊法人とかそちらの方に目が行っているわけでありますけれども、現実の問題としてやはり地方公共団体における行財政改革、この辺が私は余り今回は議論がされなかったのではないかと思うんです。私は、県会議員時代にこの問題について特に取り組んできました。とりわけ、県庁の幹部職員の黒塗り乗用車の廃止であるとか、それから土木事務所に配置されておる道路補修班ですか、こういうふうなものを外部委託にすべきだと。自治体病院は医療部門で赤を出しているんじゃないかと。現業部門が赤を出している、そういう状況の中でやっぱり現業部門を外部委託にすべきだと。また、学校給食についても調理員は外部委託にしたいんじゃないかという議論もあるわけですね。

こういうふうな問題について、私はやっぱりある意味でこれから地方に対してのそういうった考え方を浸透させていかなければならないと思うわけですから、大臣はこの地方行革についてはどのようにお考えになつてゐるか。

○国務大臣(野中広務君) 御指摘のように、行政改革というのは、ひとり国のみならず地方も共通にこれをみずからの責任としてやらなくてはならない問題でございます。先ほど申し上げましたように、先般、地方公共団体における行政改革推進のための指針というものを自治省事務次官通達をもって全地方公共団体に告示をしたところでございまして、それぞれ地方公共団体においては推進本部を設置され、そして逐次私どもも推進状況進捗を見ながら地方の行政改革が鋭意進んでいくようにしていきたいと思っております。

委員が今御指摘になりましたように、地方におきましてもさまざまな行政改革を行わなくてはならない多くの部門を持つておることを私も地方団体を経験した一人として認識をしておる次第でございます。これから知事会を初めとする地方六団体との理解と協力と強い推進を得ながら、私ども

もまた目を離すことなく、この地方行革が鋭意進んでいき、それが分権の受け皿になるんだという、そういう責任感を持ってやっていきたいと思う次第でございます。

○釘宮馨君 この地方行革という問題は、我々国会議員が云々するということではなくて、それぞれの行政、また議会でやられていくものであらうかと思ひますけれども、しかしそうはいってもこうういった国民的な要望というものの、自治省としてもぜひ今後指導をしていつていただきたい、このように思うわけでございます。

もう時間が参りましたので最後締めくくりたいと思うのでありますけれども、私は、現在我が国が抱えております国と地方の借金、いわゆる国債さらには地方債を合わせると三百兆を超えているわけですね。そして、これは国民一人当たりに直すと二百四十万円を超えるわけであります。一方ではこういう状況にありながら、高齢化社会はどんどん進んでいっている。この高齢化社会は、今の働き手がある意味では倍の老人を抱えなきゃならない、そういう状況にあることはもう国民が十分知つているところであります。しかしながら、こういった借金だとかの問題については、ともすると政治家が国民に知らさないできたという部分が私はあると思うんですね。

最近 私は国政報告会をやつていまして、今皆さんは二百四十万円の借金を、あなた方もあるんですよ、生まれてきた赤ちゃんは二百四十万円の借金をしよつて生まれてきているんですよという話をすると、皆さん方は一様にびつくりなさいますね。やっぱりこの辺は私は少なくとも我々政治家がこういった問題に真つ正面からぶつかつていかなきゃいけない、このように思うわけであります。

そういう状況に一方ではありながら、じや財政の現状とはいえば、平成二年度をピークに税収が減少を続けてきておるのはもう御承知のとおりであります。そして、平成六年度の税収は総支出額の約七割しか確保できていない。一方、歳出需要

はといえば、先ほどから議論になっています公共投資、これを四百三十兆から六百三十兆へ上積みだ。さらには農業対策、これはガット・ウルグアイ・ラウンドに対する農業対策として六兆百億。さらにはこれから新ゴールドプラン、エンゼルプラン、そしてまたさきの年金改革における国庫負担の二分の一の変更、これは今後の検討課題ではありますけれども。そして整備新幹線、また、人件費、年金、こういったものの自然増、こた、いうものをもろもろ考えたときに、一体この国は大丈夫なんだろうかというふうに思うわけあります。

私はそういう意味では、これから政治家がもっとそういうような問題に対して真つ正面からやっばり国民に語りかけていかなきゃいけないと、思うんですね。そのことが私は今回の税制改革議論の中でどうも欠けていたのではないのかな、このように思うわけであります。答弁は要りません。このことを私の所感として申し上げまして、私の質問を終わります。

○統訓弘君　私は、参議院に議席を置きまして以來、ずっとこの地方行政委員会に籍を置かせていただいております。地方行政委員会は、党派を超えて地方行政に対して大變関心を持ち、そしてまた地方行政の推進に大變力をかしている、そういう委員会だと私は思います。先ほど服部、岩崎、釘宮、このお三方からそれぞれそういう気持ちで大臣に対して御質問されたと存じます。私は、同じ立場から今回の税制改革を總括させていただきたい、こう思います。

まず、今回の税制改革に国民の皆様は次のような期待を寄せられているのではなからうかと思えます。

その第一は、改革の目的、改革の基本理念、改革の具体策の三点が明示された抜本的な税制改革であること。

その第二は、確実に到来する少子・高齢社会に十分対応する税制改革であること。

その第三は、税制改革の前提として、政府所管

の特設法人を含む行政改革の断行と租税特別措置や消費税の益税関係等のいわゆる不公平税制の是正の断行が行われること。

その第四は、財政の健全性の確保の見地から、特例公債の発行を行わず、財政負担は後世に残さないという財政運営の哲学が明示されていること。

その第五は、衆参両院の全会一致の国会決議を踏まえた地方分権推進の見地からの地方独立税制と財源拡充策が保障されていること。

これらの五点到集約されるのではなからうかと存じます。

地方行政委員会、大蔵委員会は連合して、税制改革法案の審議に資するため、十一月二十一日、中央公聴会を開き、学者あるいは地方公共団体の首長さん、税の専門家から成る六名の公述人からそれぞれ熱心に意見の開陳を伺い、活発な質疑を交わしました。その意見を私なりに集約すれば、今回の税制改革の方向を是とする人もたまたま申し述べた国民が期待する五点的についてはそれぞれ不十分であり、これから真剣に検討すべき課題だということでした。

先日もお話し申し上げましたけれども、ここで一、二の具体的指摘を御紹介いたしますと、消費税率については初めに5%ありきという感がぬぐえない、所得税の累進税率の緩和も不十分だ、定率減税と恒久減税を組み合わせる二階建てではなくすべて恒久減税としてもよかったのではないかと、いずれにせよ増税となれば行政改革の実現が強く求められる、改革は大枠で妥当だ、ただ税制や財政・福祉政策の将来像については十分示されたとは言えず不満が残る、地方消費税の創設による財源の確保の意義は大きいがお地方老人福祉計画の実施について財源面に非常に不安があるというのが公述人の公述の要旨であったと存じます。

今申し述べた五点的について、税制改革が十分でないということを描き上げましたけれども、大臣、これには救いがございます。二年後の見直

しがございます。今、大臣も申し述べられました。わずかの期間で一生懸命やった税制改革なんだと、理解してほしい、二年半の見直しの期間に行財政改革の断行等をやって国民の期待にこたえるんだということを力強くお述べになりまして、重ねて大臣の所信を伺っておきたいと存じます。

○国務大臣(野中広務君) 統委員から御指摘を賜りましたように、私もわずかでございますけれども参議院の地方行政委員会に出席をさせて頂いたときまして、それぞれ委員の皆さん方が真剣に地方自治の進展のために熱いお心をいただきながら熱心に党派を超えて取り組んでいただいていることが肌に伝わり、心から感謝をしておる次第でございます。

今御指摘になりました今回の税制改革のポイントにつきましては、それぞれまだ問題を抱えておるところも委員御指摘のとおりあるわけでございます。私どもはそういう中において、先ほど申し上げましたように、減税先行だけをやることはいとやうございまして、そうじゃなしに増減税一体として出すところを基本を置きながら、なおその実施時期を平成九年の四月一日に定めながら前年の九月三十日までに見直し条項を入れまして、その間にし得る可能な限りの行財政改革を初めとするみずからの財源を生み出すための努力を重ねて、そして実施へと移し、国民の皆さんの税制改革に対する理解を深めていきたい、あるいは福祉のあり方を国民にお示しをしていききたい、このように存じておるところでございます。

また、決意を新たにしながら、今回の税制改革を踏まえる一連の作業にお認めをいただきますならば、私どもも誠心誠意これに尽くしてまいりたいと考えておるところでございます。

○統訓弘君 先ほど十大都市のそれぞれの責任者から委員長のもとで陳情を受けました。その際、有働理事からこんな質問がありました。今回の地方消費税に関連をして、自分が何うところによる、新しく1%の創設はあったとしても、現行の

地方譲与税あるいは住民税の減税等々があつてむしろマイナスになるという試算がある市が横浜等にあると伺っているけれども本当か、こういう質問が先ほどございました。横浜市から具体的な答弁はございませんでしたけれども、代表して、実はそういう具体的なマイナスになる市もございまして、こんなお話がございました。

私は、先日、遠藤財政局長にお伺いいたしました。遠藤財政局長は、今回の増税といいますが、新しく地方消費税を創設したその税収と今申し上げました振りがわりあるいは減税等々の要素を差し引くと、福祉に充てられる財源はおよそ二百三十億程度の差はないだろうか、こういうお話がございました。一方、私どもの試算によれば、それは多過ぎることでありまして、百億程度の増収しか期待できないという試算もございまして、これは試算でございまして、遠藤局長がせっかくお答えになりました二千三百五十億と仮にしましう。

いずれにしても、地方公共団体は到来する少子・高齢社会の担い手であります。その公共団体は今度の税制改革に熱い期待をしているわけでありまして、有働委員が具体的に大都市ではむしろマイナスになるのかと。そういう都市も出てくるであろう、こういうお答えもございました。そのことを踏まえながら、これからの少子・高齢社会に對する地方財政のあり方等について具体的なお話を願えればと存じます。

○政府委員(滝実君) 最初に私から数字の御説明を少しさせていただきますと存じます。

指定都市の皆さん方が、今回の税制改革についてそれぞれ具体的にどうなるかという御心配があるのは当然でございますけれども、その心配のよって来るところは二つぐらいあるんじゃないだろうかと思ひます。

一つは、前々から申し上げておりますように、基本的に市町村の住民税の減税分を、今回この地方消費税の二分の一が市町村に回ることによつて、大筋それでもって大方は補てんされるわけ

でございますけれども、トータルから申ししても当然ギャップがあります、補てんされない部分がございます。それにつきましてももう少し具体的な数字の検討を待つて、これについては都道府県の県民税の所得割を回す、こういうことにさせていただきますのでありますけれども、その辺の数字の実態が明らかでない、そういう意味で心配だという点があるかと思ひます。

それから、もう一つのよつて来るところは、実際問題として現行の消費譲与税を含めた財源の異動の問題があるわけでございまして、それと今回の地方消費税とを比較した場合に、一体全体個々具体的にはどうなるんだらうか、こういう問題があると思ひます。

これにつきましては、その都市の状況によつて多少の差が出てまいります。と申しますのは、私どもの基本的な試算から申しますと、農山村地域を多く抱えたような地域、これにつきましては従来からどちらかというと住民税のシェアがそれほど高くない、こういうところにおいてはプラスの要因が出てくる。ところが、ベッドタウンのようにかなり住民税に傾斜を持った、住民税の収入が多い団体、これはややマイナスの要素がある。こういう問題がございまして、その辺のところを兼ね合わせてどうするか、こういうような御心配があると思ひますのでございまして、いづれにいたしましても指定都市が収入について心配をするようなことは今回のこの地方消費税の仕組みからいくとまず問題はないというふうに私どもは見えております。

ただ、具体的にはもう少し計算をしてみせんと、皆さん方が納得するようないくつか具体的な数字でお示ししませんとこれはなかなか理解が得られない問題でございまして、少なくとも普通の今おっしゃっているような、どちらかというと従来から収入が少し心配のあるようなところ、都市、これが心配するのは、私どもはいわゆる交付税の不交付団体、どちらかというと従来から税収の極

めて高いところといわれるところが若干気ばかりかなというところがあるのでございますけれども、この辺のところは、例えば横浜市のように初めから達観をされておまして、今回は出発点でもって少しマイナスになつてもいいそのうちまあまあ横浜市としてはそれほど心配することはない、こういうような達観をされることもありません、いすれにいたしましてもこの問題は今の段階では全くそれが想定で議論している話でございますので、私もそういう意味でもう少しこの辺のところはきちんと数字を積み上げて皆さん方のまた御意見を承りたい、こう思っているところでございます。

○統訓弘君 いすれにいたしましても、達藤財政局長から御答弁をいただきましたように、この増減税は合わせて増収分は二千三百五十億、こういうことでありますので、地方財政からすれば地方団体自身が期待をしている、そういう状況からすれば今回の税制改革は少しも地方公共団体に潤わないという感じを持たれるものと思ひます。きょうの大都市からのそれぞれの要望につきましても深刻な要望でございまして、大都市が抱えている大都市問題の解決には何としても地方自主財源の拡充が必要なんだ、国庫のひもつきではなくて自由に使えるお金がぜひとも必要だ、来年度の予算編成に当たっては地方交付税の満額といひますか、それを確保してほしい、そして税財源の充実も図ってほしい、こんな要請でございまして。

これを踏まえて、大臣の平成七年度の地方財政の財源に関する所信のほどをお聞かせいただきたいと存じます。

○政府委員(達藤安彦君) 来年度の地方財政計画の策定に関する御質問かと思ひますので、私からお答えをさせていただきます。いまは、私からまだ実は一番重要であるところの国税、地方税の収入状況が、今年度の状況及びそれをベースにして来年度どうなるかということが確定をしていないわけでありまして、そういったものが具体的

的に確定してまいりませんとなかなか来年度の計画がどのようになるかということが具体化してまいらないわけでございます。現在の段階を申し上げますと、時の推移を待つてそういった数値を極力把握しておる段階であります。

総じて申し上げますと、国税につきましては過去三年間、前年度の決算を下回るといふような厳しい決算状況が続いております。それから地方税につきましても、平成三年度をピークとして平成四年度、平成五年度は前年度の決算を下回ったという戦後初めてのようなケースになっておる。これは減税もありましたし、いまだ道府県税の収入状況を見てまいりますと法人関係税は前年をかなり下回っているといふような状況で、非常に心配な状況であります。

したがって、平成六年度、今年度の地方財政計画では、減税補てん償で充当しましたものの以外の財源対策といひますか、経常財源の対策として三兆円程度の対策をしたわけでありまして、景気は回復しているとは申ししますものの、来年度の税収入がかなり順調な状況にならない限り、かなり厳しいものになるのではないかと予測が立てられるわけでありまして、いすれにいたしましても国税、地方税、その辺の数字が固まっております来月の中旬以降に本格的に大蔵省とも地方財政対策、地方財政計画の協議をいたしまして、地方交付税の所要額については地方団体の財政も影響、支障がないようにきちと確保してまいりたいといふような方針で今数字を集めているところであります。そのように御理解をいただきたいと存じます。

○統訓弘君 二十三日の読売新聞の社説に、「分権」に向け大きく踏み出せ」といふことが論じられておりました。それは二十二日に第二十四次地方制度調査会から村山総理に答申が出されたことを踏まえての社説であります。その社説の中をちよつと読ませていただきますと、

政府の行政改革推進本部の地方分権部会専門委員もさる十八日、地方制度調査会の答申とほぼ同じ内容の意見書を首相に提出しているが、早くも各閣僚からは、省庁権益を代弁する反対意見が続出している。これでは、大綱の段階から骨抜きされた「分権もどき」になりかねない。と各省庁の抵抗を危惧しております。

地方分権の推進は、単に行政改革の要の一つというだけでなく、答申にある通り、地域行政の「即応性、柔軟性、総合性」を増すことにより、「国民ひとりひとりが生活の豊かさを実感する」うえで、多様で活力あふれ、住みやすい地域社会」を作るために必要な課題だ。村山首相は、臨時国会での所信表明で、「住民が身近な地域の問題を自ら考え、地域の政治や行政に参加して課題解決にかかわっていくこと」の重要性をいろいろ強調したうえで、「地方が、その実情に応じて、責任をもつて個性ある行政を行う地方分権の推進は、今や時代の大きな流れ」と述べている。

その認識に確信があるなら、今こそ、個別的省庁権益を超越した立場から、首相としてのリーダーシップを見せるべきだ。こういう社説でありました。内閣の一員として、野中大臣の所見を伺いたいと存じます。

○国務大臣(野中広務君) 地方分権につきましては、先般行われました、十一月十八日の地方分権部会におきます専門員のそれぞれの先生方の意見が聞陳をされましたときに、二人ほどでございましてけれども、閣僚からやや積極的にかく発言があったことは事実でございます。

最後を締めくくられました村山総理が、役所が書いたメモを読みながら、これは役所が書いた文書でありますと、しかし今聞いておると若干それぞれ省庁の意見を代弁したかのような閣僚の発言があったけれども、この内閣における地方分権は

内閣の最大使命であり課題である、したがってそれぞれ役所において困難な垣根はあろうけれども、閣僚は閣僚としての責任においてこの地方分権が内閣の最大使命であり課題であるということを確認してその任に当たっていただき、それぞれ省庁のトップとしての決断ができるようにしてもらいたいといふ自分の言葉での発言がございました。

私どももまた、総理のこの発言を重く受けとめて、今回の地方分権に対する取り扱いにより積極的にならなくてはならないと考えた次第でございます。

○統訓弘君 先ほど釘宮委員からも御指摘がございましたきょうの毎日新聞の大きな見出しであります。それに対して、野中大臣から、そんなことはない、税制改革の前提は何としても行財政改革の断行にある、それなくして国民の理解は得られない、内閣としては必ず国民の期待にこたえる、こんな力強い御答弁がございました。

私はそれを期待して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○有働正治君 私は、本委員会が二回目の本日は質問であります。私は、消費税率は引き上げは必要ないんだと、政府は手をつけるべき財源の手当てを尽くすべきであるという立場から、主として本日は地方自治体の大きな仕事でもあります公共事業の談合による価格引き上げの問題、一般競争入札による価格引き下げへの影響の問題、それから価格つり上げの要因となつています政治献金の問題、あるいは大手企業の所得隠しの問題等々について財源確保の立場から質問いたします。

第一は、公共事業の談合による価格の不当つり上げの問題であります。自治大臣、まず確認を求めます。談合は違法でありまして、あつてはならないといふことは明白だと思ひますが、いかがでありますか。

○国務大臣(野中広務君) そのとおりだと思ひております。

○有働正治君 ところが、相変わらずこの談合が横行しているわけであり。しかも、これに政治が絡むと余計に悪らつになるというのが、私が以下挙げる現実の事例として見られるわけであり。

一つは、千葉県浦安市の談合疑惑の問題であります。

浦安市議会に公共工事入札制度と官業の癒着構造の是正を求める請願が出されて、去る十一月十五日、市議会の総務常任委員会が審査が行われ、談合告発の当事者であります泰洋建設代表の山本峰氏が参考人として出席され、その実態を明らかにされました。私も本人に直接確認を求めているわけであり、山本氏がそこでも述べた点は、私がかかわった市の工事はすべて談合だったと。つまり、日常的に談合が行われていることを指摘しています。市が予定価格を教えて、業者間では次はだれかを決めるのが談合だと。談合は一堂に会することはない、電話で行う。落札する業者が内訳書と談合札、入札金額を指示した文書であり、この内訳書と談合札を指名された業者に置いていく、これが談合だと。談合でも証言はしました。その談合札には、第一回目に入札には幾ら書け、第二回目には幾ら、第三回目には幾らと書くように金額が指示されて、これで談合が成立すると。その浦安における実情を述べて、同時に請願に訴えられた理由というのは、この人が市長の選挙運動に協力しなかったと誤解され、今後の見せしめのために指名停止にされたというところで述べられたわけであり。

そのきつかけとなった背景は、平成五年二月から三月にかけて市が行いました市のコミュニティ道路工事の入札の際、当人は仕事が多かったで真ッ先に入札を要望したら、浦安建設業協会会長志田大英建設社長が、この物件は浦安市長選挙のための物件だからあなたの会社には渡せないということを明言された。つまり、市長選挙のための物件だからあなたに渡すわけにはいかぬのだということをはっきりその本人に明言した

と。そして、普通は行われない年度末をまたいだこの入札について、市長の選挙資金のためであったということ、そして結果的にはこの協会会長でもあります大英建設が正規の工事金額より三〇%ぐらい高いと思われる金額で落札したということ

を挙げ、告発しておられるわけであり。この談合の問題というのはあちこちで、私のところにもいろいろ指摘がされてまいっています。これはマスコミでも報道された点であります。浦安の場合、公共事業の関連で公正取引委員会が談合という問題で一度摘発された経緯があります。その結果、一般競争入札になりました。三割価格が下がったということが指摘されているわけであり。つまり、公共工事食い物にする談合の中で三割も割高な発注がまかり通っている事例があるという問題であります。

そこで、まず公正取引委員会にお尋ねします。浦安の事例は極めてリアリティーな話であります。私も本人に直接確かめ、本人はもつと具体的な実情を、材料、データも示したいと、仕事に差しわりがあるけれどもあえて名前を挙げてそういう対応をしているんだということ、もちろん我が党とは全然無関係の方だったわけですが、今回の質問に当たって確認したところであり、したがって、公正取引委員会として実情を調査し、厳正な対応を求めたいと思います。

○説明員(橋崎憲安君) 御説明いたします。私も公正取引委員会におきましては、官公庁、いわゆる入札談合の問題につきましては従来から厳正に対処し、違反行為があれば排除しているところでございます。また、今後とも入札談合が行われたとする具体的な情報に接した場合に、独占禁止法に基づきまして厳正に対処し、今後とも入札談合行為に対する情報の収集に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○有働正治君 私は明確に情報を提供したわけですから厳正に対応願います。この方は各方面にこういう問題を直接文書を

もって訴えておられます。千葉の警察当局にも直接訴えをやっていらっしゃるというふうに聞いております。

そこで、自治大臣、そしてまた国家公安委員長としての自治大臣にもお尋ねします。

この浦安の場合、今述べましたように、市長選挙のための資金づくりのための談合入札だということに明言された、そして通常よりも三割ぐらい高い落札が考えられるということを指摘しているわけであり。こういうことはあつてはならぬと思うわけであり。こういうことはあつてはならぬ訴えておられるということであり。必要があれば厳正な対応を求めたいというふうに思います。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。御指摘の件につきましては、千葉県警察においても新聞報道等により承知しているものと考えておりますが、個別の事案についての捜査状況については、捜査しているか否かを含めまして、答弁を差し控えてさせていただきます。

○国務大臣(野中広務君) 警察といたしましては、刑罰法令に触れる談合につきましては、これまでも積極的に捜査を行ってきたと私も承知をいたしております。今後とも厳正に対処するものと承知をいたしております。

○有働正治君 厳正な対応を強く要求しておきます。次に、いま一つの具体的な談合事例を取り上げてみたいと思います。委員長、資料配付、その一をお願いいたします。

〔資料配付〕

○有働正治君 これは岩手県大船渡市で市の環境衛生組合、管理責任者は大船渡市長さんでござい、その環境衛生組合が発注いたしました一般廃棄物最終処分場の発注をめぐって、この秋実際にあった談合問題であります。

ことしの九月十三日に入札が行われる予定になつていたところ、九月九日、我が日本共産党気仙沼地区委員会に対して、匿名の業者の方か

ら、日産建設と池田建設のジョイントベンチャーが落札することに談合で決まっていると電話で通報がありました。そこで、早速、十三日の入札は延期し、事実調査を行うよう環境衛生組合及び市に我が党当該市議員団が申し入れたところであり。それに對しまして、十三日の入札は延期され、九月十六日、入札に参加した二十四業者の責任者と呼び事情聴取をしたが、全員が否定したので誓約書をとって、我が党の反対にもかかわらず、九月二十七日、入札を強行した。この間、九月二十六日、落札価格は五億二千万円であること、九月二十日、談合の日時、場所、会議の議長、副議長、出席企業名と氏名、落札業者の氏名を示すメモも届けられました。お配りした資料がその一端であります。

このメモを見てもいただきたいと思います。実はこのメモは最初手書きでありました。しかし、手書きではだれが書いたかわかってしまうということで取り戻しに來られ、このワープロで書いたメモを置いていかれたというのが経過であります。

それによりまして、談合は気仙建設業協会が九月二日から「研究会」と称して行われています。議長は杉山組社長。最初、この仕事を受注したい社は申し出てほしいというあいさつがあつて数社が名のり上げました。次に、議長から今回は池田建設でいきたい旨の発言がありました。また池田建設という声が上がると、会場は騒然となったようであり。そして、もつと公平にやっつけたいという反対論が続出して収拾がつかず、この日は散会。明くる九月三日、この日も午前十時から午後五時まで昼食を挟んで七時間もやつたが、平行線のまま散会。九月四日、さすがに断念する人があらわれて出席者も初日の二十一名から十一名に半減、ほかの建設工事等で他社にも十分配慮するとの発言もあつてようやく決着した。そして九月十三日、池田建設は五億二千万円、その他の業者は五億三千万円以上の価格をつけるよう指示された。これが一部始終であります。

そして、九月二十七日に入札が行われ、五億二千八百万円で落札が決まりました。十月三日にこの談合の事実を隠すため八百万円を上積みしたと、そういうその後の経過があるという連絡が来たわけでありました。これが資料二であります。

以上、事実を簡潔に述べましたが、金額は五億二千八百万円、決して公共事業としては大きい事業ではないかもしれませんが、これほど談合の事実が具体的に端的に示されたケースも珍しいわけでありました。

警察庁に尋ねます。

警察はこのような事件があったことは承知されているのかどうか。地元の人々の話では、被疑者の一人が朝鮮人であることを理由に捜査を取りやめてしまったという話が出てくるけれども、よもやそういうことではないかと思うけれども、これを含めて端的に見解を示していただきたい。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。

御指摘の事案につきまして種々情報があり、入札の延期、調査等が行われたことは報道等から承知をしているところでございます。

○有働正治君 きちつと警察としても対応していただきたいということを強く要求しておきます。

公正取引委員会に聞きます。

私どもの地元の市会議員さんたちが、この後十月十九日に仙台の公取東北事務所に対し告発の申請を行っています。この点、間違いなにか、受理しているかどうかだけお答えください。

○説明員(橋崎憲安君) 申告者一般の秘密等もございまして、私どもの方からどういう申告があったかどうかについて明らかにすることは適当ではございませんで、本件について申告があったということにつきましては既に新聞等で報道されているところでございます。

○有働正治君 間接的な意味ながらも受理しているということだろうと思います。

引き続き公正取引委員会に聞きます。

最近、宇都宮の建設業協会に對しまして排除勧告を行ったと聞いています。事件の概要を、端的

で結構です、どの程度の立証があったら排除勧告を行うのかを含めてお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(橋崎憲安君) 御説明いたします。

今月十日、社団法人宇都宮建設業協会が、宇都宮市発注の土木一式工事及び建設一式工事につきまして、会員に受注予定者を定めさせ、受注予定者が受注できるようにさせていた事実が認められましたのでいわゆる排除勧告を行ったところでございまして、また同協会から勧告を承諾する旨の通知がございました。

どの程度の証拠があればということでございまして、私ども違反事件審査におきまして証拠を適切に評価した上で事実認定を行っているところでございますけれども、具体的な立証の程度、内容等につきましては、この種の事件の今後の審査に影響いたしますので、お答えは差し控えてさせていただきますというふうに思います。

○有働正治君 引き続き公取にお聞きします。

大船渡の場合、私が挙げました具体的な証拠も出されているわけで、そして公取委に対して告発の申告も行われているわけであります。私に言わせていただければ、排除勧告を行うところまで、これだけ明々白々な状況でございますから、公取としてぜひとも厳格な対応をお願いしたいということでありまして、いかがでありますか。

○説明員(橋崎憲安君) 冒頭申し上げましたように、公正取引委員会としても従来から積極的に入札談合の摘発に努めているところでございますけれども、個別事件にかかわる処理でございますので、どういふふうに対処するかということにつきましてはお答えを差し控えていただきたいと思います。

○有働正治君 これだけの明白なことで、きちつと対応していただきたいと、当然のことです。強く要求しておきます。

次に、昨年のゼネコン疑惑の際、岩手の建設業者から一度岩手の談合の実態を調査してもらいたという要請があり、数回にわたりまして我が党

は調査を行ってまいりました。その成果を我が党は例えば本院の予算委員会でも質問いたしましたし、岩手における天の声の図式にまとも、赤旗等でも報道してまいりました。当然大きな反響がありました。その後の事態というのはそれを裏づける情報があるのも相次いでいるというのが現実であります。その後も事態は改善されていないというのが実情であります。

御承知のように、岩手では国や地方公共団体の発注する事業のほとんどが業者の談合で決められているという問題であります。これは別に岩手がということでもないとは思いますが、ただ岩手の場合は小沢一郎氏の新生党と自民党のせめぎ合いが極めて激しい、したがって情報が業界の外に飛び出してくる、我が党にも直接の訴えもあるということでありました。

例えば、ある新聞社の責任ある人の話によりまして、こういう事態が起こるわけであります。宿直で支局に泊まり込んでいて夜中にカタカタと音がしてファクスが動き出す、大抵は業者からの談合の垂れ込みである、事前情報だということわけでありました。どこそここの事業についてはだれとだれのジョイントベンチャーだということを決まっています。そして、落札価格はこれこれだということまで極めて具体的に指摘されてくるわけであります。注意して結果を見てみますと、そのとおりになる、的中率一〇〇％と言ってもいいという状況だということわけでありました。私どもも確認をさせていただいてきているところでありますが、事前情報と結果が符合した最近のケースとしては、胆沢病院の移転と建設をめぐる問題、盛岡競馬場、石鳥谷の庁舎建設、日向ダム等々があります。

以上は岩手県レベルの県発注の工事ですが、胆沢ダムのように国が発注する千三百六十億というような巨額の工事についても事前情報がありまして、ここでは時間がありませんから私は別の機会にこれは譲りたいと思いますが、いずれにしても自民党と新生党の激しいせめぎ合いの中で、それ

が絡みながらこういう情報が飛び出してきているというのが事実のようであります。露骨な談合が行われているという業を煮やした告発ということもありません。

そこで、自治大臣にお尋ねします。

ここに私は小沢一郎氏の後援会の機関紙である「暮らしと政治」というのを持っています。これは大判の「暮らしと政治」という後援会の機関紙であります。この中に、例えば平成五年度市町村別主要予算ということで、〇〇市の公共事業は今年度どの部分が行われ、その事業費は幾らだという市町村別の公共事業一覧リストが示されているわけでありまして、私も後援会の機関紙にこういうのが示されるとはちよつと奇異に感じまして、なぜだろうかということでも地元の業者の方にいろいろお話を聞いた機会もございました。地元業者の方々が言うには、こういう事業を受注したければうちの事務所にあいつに来なさいよと言わんばかりのいわば後援会でのこういう事業の発表ですよということと異口同音に指摘されて、私もその声を聞きました。

自治大臣、こういうことをお聞きになったことがございましてしょうか、あるいはこういう事態をどういふふうにお考えになられましたしょうか。簡単に。

○国務大臣(野中広務君) 今、委員御指摘のような事実関係を私は承知をいたしておりました。ただ、一般論をいたしまして、公共工事の入札、契約手続につきましては、透明性、客観性、競争性の高いものにする必要があると、公正に執行される必要があると考えております。

○有働正治君 次に、警察庁に聞きます。

十月十日、警察庁は小沢一郎氏の元秘書、有名な知人を知る小田島明氏の奥さんを詐欺の容疑で逮捕されています。これはこれだけの話なのか、それとも別の方向に発展する可能性もはらんでいるのか、念のために聞かせてください。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。

お尋ねの事件につきましては、警察庁において

詐欺容疑で元会社役員を逮捕した件だと存じますけれども、この事案につきましては現在捜査中でございますので、今後の進展、見込み等を含め、具体的な捜査の内容については答弁を差し控えてさせていただきます。

○有働正治君 これも厳正な捜査を求めます。

警察庁にお聞きしますけれども、話にも戻りますが、最初に述べました大船渡の廃棄物処分場の場合にも、地元業者、関係者の共通した話として、小沢一郎さんの地元秘書としてらつ腕を振るわれた方が談合を取り仕切っているという地元の方々の話が共通しています。岩手の場合には幾つかの事案について私も現地調査もいたしました。ある人の場合には、ここでは天の声が出されまふと工事費のおよそ三割が転がり込むと。だからこれは裏金としての三割という意味であります。したがって、ここでは三割のことを業者の方々は消費税と呼んでいるんです。あなたは消費税はちゃんと払ったか、わしは払ったと。三割のことを消費税と呼び方であることがまかり通っているというのを私直接お聞きしたわけでありまふ。

私は、こういうことはいかかというのを本当に痛感したわけでありまふ。公共事業というのは結局国民の税金であります。国民の税金が価格としてその分上積みされているということとを裏づける相次ぐ証言を得ているわけでありまふ。少なくとも、例えば仮に三割がなくなれば工事費は下がることになるわけで、公共事業全体で莫大な何千億という削減にもなるわけでありまふ。

そういう点からいまして、談合につきましては、業者だけではなくて政治家の方々にバックにいろいろ地元では共通して指摘される事例があるわけで、これについても適切に目配りして対応すべき必要があると私は感じているわけでありまふが、大臣の所見を求めまふ。

○国務大臣(野中広務君) 公共入札のあり方につきましては、従来幾つかの問題を生んできた問題でもありまふ。私もはそういうさまざまな問題

を教訓としながら、これからより透明性、そして公正性が確保されるようにそれぞれそのあり方を戒めていかなくてはならないと考えておりまふ。

○有働正治君 次に、一般競争入札による改善、その価格引き下げへの影響等についてお尋ねしまふ。

自治省にお尋ねしまふ。

自治省は、建設省とともに地方へ通達を出すなどして、国の場合は七億三千万円以上の工事、地方自治体は二十四億三千万円以上の工事一般競争入札を奨励するなど、公共事業の入札、契約の改善に取り組んでいると承知していまふ。その結果、平成五年度におきまして制限つき一般競争入札を実施した県あるいは政令市の数、トータルで結構です、その件数は何件か、まずお答えいただきたい。

○政府委員(吉田弘正君) 地方公共団体の入札、契約手続の改善につきましては、自治省といひまして建設省との間に……

○有働正治君 結論だけいいです。件数と県。

○政府委員(吉田弘正君) 私ども改善策について地方団体に通知をいたしまして、各地方公共団体はこの趣旨を踏まえて改善の手続に取り組んでおりまふ。平成五年度でございますが、二十六の都府県で五十八件、それから九つの指定都市で三十一件の制限つき一般競争入札の施行が行われたところでございまふ。

○有働正治君 入札制度の改善というのは、私がお聞きしているところはあのゼネコン問題等々に端を発しているわけでありまふが、その目的というものは競争性の確保、公平性の確保等を目的としたものであるということも私も承知しているわけでありまふ。これが即入札価格、公示価格と直接かかわるものでないということも私も承知はしているわけでありまふが、その際にも一般競争入札をやったその結果として、その際もすべて一般競争入札の結果とは私自身も考えませんが、結果として事業費の削減にプラスとなっている面も幾つかあるのではないかと思ふのでありまふが、そ

の点だけお答えいただきたい。

○政府委員(吉田弘正君) 今お話にもございまして、競争入札の方式として一般競争入札と指名競争入札がございまふが、いずれの方式にいたしましてもこれは法令の規定に基づいて透明、公平な競争が行われて、その結果として落札価格が公平なものでございまして、必ずしも入札方式の制度的な違いによって落札価格が上下するものでないという性格のものであるというふうな考えでございまふので……

○有働正治君 結果としてプラスになった面があるのかないのか。

○政府委員(吉田弘正君) その辺のことは、結果としてなつたかどうかということで、私どもは特に調査はしていません。

○有働正治君 これだけ消費税を、税率アップをやるのか、国の経費削減をどうするのかというのが大問題になつていながらそのことを、状況を把握しない、それ自体が私は問題であると言わざるを得ないわけでありまふ。

具体的に聞きます。

自治省の通達に基づいて山梨県が九三年度に施行いたしました一般競争入札で、流域下水道整備川一号线下水道工事シールド第十四区の入札結果につきまして、予定価格、落札価格及び最低制限価格以下のため失格したもの入札価格のうち一番高い価格は幾らだったのか、御報告できるものを示していただきたい。

○政府委員(吉田弘正君) 落札価格という意味でございまふ。

○有働正治君 ちゃんとこれは通告してあることだから……

○政府委員(吉田弘正君) 御質問の工事の落札価格につきましては五億九千七百八十二万二千三百円、これは税込みでございます。

○有働正治君 税を引けば幾ら。

○政府委員(吉田弘正君) 税を引きますと五億八千四十一万四千と聞いております。それから、予定価格及び最低制限価格につきま

しては、工事の発注者であります山梨県において価格の公表は行つておりませんので、御理解をいただきたいと存じます。

○有働正治君 確かに落札価格は五億八千四十一万四千です。この場合、最低制限価格というのは五億八千万円でありまふ。つまり、四十一万円プラスして、これは消費税を加えていない分でありまふが、ということでありまふ。

そうしますと、予定価格というのは示されないということでありまふが、山梨県の場合、最低制限価格というのは予定価格の約八割に設定されているわけで、逆算すれば予定価格が明確に示されることになるわけでありまふ。つまり、競争入札の結果は予定価格の約二割減で落札して、結果として約二割の工事費削減になったというのがこの事案でありまふ。

そこで、私、主な自治体から報告をいただいて独自に、自治体の報告ですから客観性があるわけでありまふ、その報告を取りまとめたまふ。それがお配りしました資料三であります。

それによりまふと、もちろん一般競争入札は、先ほども申しましたように、その目的等々違つたわけでありまふが、結果として公共事業費が予定価格に比べてどれだけ削減効果があつたかというところを調べてみますと、この表に示されていまふように、約二割削減から一定の削減になつていまして、なかなか価格が示されない中で明らかにしたもののうち示したこの十一案件につきまして、平均すると一・二%下落している、削減効果があつたということがわかつたわけでありまふ。滋賀県からは予算額と落札価格の比較について結論だけ示されまして、八割から九割が三件で、九割から一〇%が三件だという報告をいただいたわけでありまふ。

一般競争入札の目的等々については先ほど述べたとおりでありまふが、結果として一定の削減効果があること自体は喜ばしいことではないかと思ふわけでありまふが、自治大臣、いかがでございまふ。

○國務大臣(野中広務君) 私も、都道府県あるいは指定都市等において一般競争入札の導入が行われてきて、結果として同種工事の指名競争入札と比較した場合に、落札価格が下がる場合があるというお話を聞いております。

一般競争入札におきましては、指名競争入札とは違いまして、制度の違いによって、先ほど行政局長からも御報告いたしましたように、落札価格が上下すると、私ども必ずしもそこまでは認識をしておらないわけでございますが、結果として委員がおっしゃいましたように落札価格が下がり、事業費が節約できる場合があれば、それは好ましいことであらうと考えております。

○有働正治君 時間が限られていきますので、私の方から強く要望しておきます。

日本の公共工事費がどうかという国際比較等については建設省等で今具体的に詳しく研究もなされているというのを伺っていますが、建設省の公共工事積算手法評価委員会が昨年末にまとめた報告では、日本の公共工事費がアメリカより三割高いということが報告されておるし、建設経済研究所の試算で国土面積一平米当たりの公共事業費はアメリカの五十四倍、人口千人当たりで四倍に達しているということも言われているわけでありまして、また、ゼネコン幹部の話では、一、二割は確実に下がる、場合によっては半値近くになることもあるということがこの間のゼネコン疑惑等の中で証言も言い分も相次いだところであります。

ある有力銀行の研究所の試算によりまして、こういう一般競争入札の結果によって、結果として価格が下落している状況等を勘案して試算してみれば三兆数千億円の工事費の節減が可能である、これは消費税の一・四%にも相当するものだというような試算まで示されているわけでありまして、そういう点からいいますと、私も実情を調べて、あながち全く根拠がないものではないというふうに考えているわけです。

したがって、大臣も結果としてはこれは喜

ばしいことだということをおっしゃられたので、引き続き経費節減の役に立つものであれば、もちろん工事が適正にしか安全に、また労働者や下請にしろ寄与がいかなないようにする等々が必要であることは私も述べておきたいと思っております。経費節減、片や消費税率引き上げとの関係からいえば、役に立つものは適正に今後も自治省、建設省はやっていたいただきたいということを強く私要望してこの点では閉めて、次のテーマに入ります。

それは財源対策として大手企業、大企業の所得隠しにまつわる問題です。私は、これも具体的な事例からお尋ねいたします。所得隠しが行われて追徴課税が行われた等々がいろいろ指摘されているわけでありまして。

具体的にお尋ねします。

東京国税局が税務調査の結果、漢方薬と入浴剤販売の大手、いわゆるバスクリンなどの販売で知られるツムラに対して、所得隠しを認定して追徴課税を行ったというのを聞いていますが、それはどういうことで幾らの追徴課税であったか、結論だけ簡単に示したいです。

○説明員(若泉征也君) 御指摘のような報道があったことについては承知いたしておりますが、お尋ねの件は個別にわたる事柄でございますので、答弁を差し控えていただきます。

一般論として申し上げますと、国税当局におきましては、常に納税者の適正な課税を実現するという観点から、あらゆる機会を通じて有効な資料、情報の収集に努め、課税上問題があると認められる場合には実地調査を行うなどにより適正な課税に努めているところでございます。

○有働正治君 十億円が悪質な経理操作による所得隠しとして認定されて、重加算税を含め約四億円を追徴する課税(更正)処分が行われたと私は聞いております。

このツムラというのは、そういう所得隠しを行った企業として世上でもさまざま今取りざたされているわけでありまして、それは例えば東海地方

の系列代理店との間で架空売買を行っていたことが指摘されているわけでありまして。ツムラ側はそうではないという言いわけをしているようでありまして、実態はツムラ側の言うとおりではないと私は言わざるを得ないというふうに指摘させていただきます。

ツムラの有価証券報告書で、東海地方の系列代理店への売掛金残高が九一年度末が七億九千四百万円、九二年度末が五億七千万円、九三年度末が四億七千万円となっているようでありまして。そして、ツムラはこの代理店との間で三年間で約十九億円の製品を販売したようでありまして、実態は違ふようでありまして。この代理店の言い分と違っています。私もその点は当人に確認してあります。

この代理店は法人登記もされていない小規模ないわば個人経営で、普通の薬局程度のものでありまして。ここに写真も持っております。その人は、ツムラに名前を貸しただけだと、古い付き合いがあるのですね。また、名古屋支店で割り当てられた入浴剤などの売れ残り分をうちが引き受ける形で計上したようだと。担当者は全国で同じようなことをしているからということも言っていました。その人はこんなむちゃなことは子供たけれども、その人はこんなむちゃなことは子供でも疑うぞと忠告したこともあると。そして、国税当局がツムラ本社に調査に入ってから不安になったので、税理士とも相談して昨年のツムラとのこの取引分、いわば架空取引について税務申告も行って所得税を払った、こんなことになるならツムラに税金分を負担してもらいたい等々を述べて、付き合いやむなくやったということを述べているわけでありまして。

そうなりますと、有価証券報告書そのものが疑わしいということにもなりかねないわけでありまして。そういう点についても、架空取引の疑いが極めて大きいということもあるわけ、これについて厳正な調査を求めるわけでありまして。

○説明員(立石久雄君) お答え申し上げます。

先生、今御指摘の点につきましては、架空売買が行われているというなどの報道がなされたこと

は承知いたしておりますけれども、個別の調査に關することにつきましては答弁を差し控えてさせていただきます。御容赦願いたいと思っております。

○有働正治君 情報収集等やりながら、必要があれば厳正に調査する、対応するということは間違いないですね、大蔵省。

○説明員(立石久雄君) 一般論で申し上げますれば、新聞等で報道された問題等につきましては監視委員会として関心を持って情報収集を行っているところであります。

○有働正治君 その代理店と取引先とされている名古屋市内の倉庫会社に販売した製品を納めたとされます倉庫と代理店との間の契約関係や保管料の支払いを示すものは存在いたしません。倉庫との契約はこの代理店ではないわけでありまして。ツムラのかかわりがここにはあるわけ、またこの代理店は借りる力もない品物も来っていない、扱っていないということ、実態は全くツムラの言い分等々と明白に違っているわけでありまして。

大蔵省に聞きますが、ツムラでは一九九一年ごろから入浴剤製品を問屋に大量に押しつけて、請求代金を売上高として計上するいわば押し込み販売が複数の元役員の証言で恒常的に行われていたことが指摘されています。

押し込み販売は、販売能力を超えた製品を問屋などに依頼して引き受けてもらって、出荷した形をとって請求代金を売上高に計上する方法であります。数カ月後に決済されるのが一般的であります。が、実際に代金を回収する前に売上高として計上できるため、その場しのぎの決算対策として使われることが多いと私は聞いております。しかし、製品の大半は実際には売れ残って、在庫が膨れ上がる結果になると。

元役員らの証言によりまして、九三年三月、役員部長会議の席上で、出荷先の問屋に在庫として総額約八十億円が残っているという内容の説明がされている。ことし三月にも説明があり、額は七十億円という内容だということでありまして。ツ

ムラの入浴剤の売り上げ百五十億のうちの半分がいわば押し込み販売、架空売買と言われて、そういう面から見ますと粉飾決算の疑いもあるわけで、証券取引法違反あるいは納税額その他が適正であるかという問題等々も出てくるわけであります。そういう点からいって、厳正な対応を私は求めたいと思うわけであります。

そして、そういう一つの例えばの話としまして、大蔵省に聞きますが、東京足立区の桜井倉庫にもツムラの架空売買の製品が大量に保管されています。私もきょう当事者に確認をいたしました。その事実も認めました。ある問屋の要請、ある会社の要請によつてということですが、ここに保管させていたでいては認めなければなりません。こういうことが、東京のみならず、全体の売り上げの半分がそういう状況であるということが役員会でも指摘されるような状況ということとは尋常でないというのを思うわけであります。

その点について厳正な対応を、先ほど述べた法律等々から見ても厳正に対応する必要があると思つておりますが、大蔵省、どうですか。

○説明員(新原芳明君) お答え申し上げます。いずれにいたしましても、個別会社にかかわる事項でございますので、答弁は差し控させていただきます。

ただいまのお話も大いに参考にはさせていただきます。また、存じますが、一般論として申し上げますと、売買の態様もいろいろございまして、今伺っただけでどうこうという結論をここで申し上げるわけにはいかないと存じます。

○有働正治君 ツムラは株価操作の疑惑も指摘されておられます。昨年一月に八百四十四円だったツムラの株価が三月末を境に急騰に次ぐ急騰を重ねて、六月十日に千九百七十四円、八月十日に二千二百七十四円の最高値をつけ、これの背景にはツムラの転換社債発行とツムラ商事という関連会社の巨額の資金調達、それとのかかわりで株価上昇が起つて株価操作の疑惑が証券業界でさまざま取りざたされている事情もあるわけでありま

す。

こういう問題を含めまして、最後に国務大臣として、法に違反している場合があるかどうかを含めて厳正に対応を求めたい、国務大臣として御見解をいただきたい。

○国務大臣(野中広務君) それぞれ当該官署におきましては、疑惑がある場合は厳正に調査し、厳正に措置するはずであると認識をしております。

○有働正治君 もう一つだけ次のテーマで御尋ねしたい。

公共事業の価格つり上げの大きな要因に先ほど政治献金問題があると私は聞きました。

自治大臣にお尋ねします。

野中大臣の政治団体に建設業者から政治献金を受け取られたことがあるかどうか、確認を求めます。

○国務大臣(野中広務君) あります。

○有働正治君 資料配付をお願いいたします。

○資料配付

○有働正治君 京都府の発注工事落札業者から野中自治大臣の政治団体への献金が行われている、私、時間ありませんのでその一覧表として示したわけでありまして、

これを見ていただきますと、府の発注工事の受注事業者の入札落札日と献金日が極めて接近して、相前後しているというのが一つの特徴であります。政治家と公共事業の受注関係の間に府民、国民は疑惑を招くおそれがあると思つておられます。これは事実関係が落札の日と献金額が極めて近似しているという点から私は指摘しているわけでありまして、そういう疑惑が持たれないように本来すべきだと思つておられますが、いかがでございますか。

○国務大臣(野中広務君) 今お配りになった資料のようなものが日本共産党の発行される京都民報に載せられたことは私承知をいたしております。これはたしか八六年から八八年の間に私の政治団体が献金を受けたことであろうと思つておられるわけでございますけれども、私はいやしくもいわず

る共産党一党支配のような京都府政からかわりまして後の京都府副知事に就任をした人間であります。少なくともそういう府政の中で府政を担当し、知事を補佐する立場をいたしまして勤務をいたしました経験だけに、企業のあり方と、さらにその発注をする京都府に何らかの働きかけをするようなことは今日まで一切やったことはございません。

ただ、後から、この民報が出版してから共産党の方から、あなたのところの政治資金の収支報告は百万円までは内容を書かなくてもいいのに正直に書き過ぎるからこんなことになるんだよといった注意を受けまして、私は政治資金の収支報告の百万円限度を十分承知をしながらしたのでございませうから、ああそんなことがありましたかと、こういうことで申し上げたわけでございまして。

副知事就任当時に、京都府庁は、赤旗、民報について、管理職の全員がこれをとっておりまして、その購読料はすべて公費で支払われておりましたのを、私は政党機関紙その他を自由に個人がしたことは、これは一向差し支えがないことであるけれども、一党の機関紙を公費でとるといふことはあつてはならないことだといつて厳禁をいたしました。そういうことがこういう記事になってたびたびこの民報やあるいは赤旗の記事にお使いをいただくのかなと思つて、自分の政治資金に対する認識の甘さ、事務手続が十分でなかった点、あるいはこういういわゆる業界の皆さんから献金を受けることの是非を含めてその後私どもは自重をしておる次第でございまして。

○有働正治君 いろいろ言われましたけれども、疑惑が持たれて、また荒巻知事自身も野中先生のおかけで京都の建設行政が進み、感謝しているところまで言われる状況もあつたことを指摘しておきます。

それから、自民党・国民政治協会がどれだけ献金を受けているかという資料もきょうお配りいたしました。私がなぜこういう問題を取り上げるかというのは、やはりそういう点が公共事業等の上

乗せにもつながっているからだと、こういう問題はそういうことがないよう厳正にすべきであるということでありまして。厳正な対応、禁止を私は求め、消費税率引き上げでなくてこういう公共事業のむだや浪費、あるいは軍事費を削減する、あるいは大企業優遇の税制についてもメスを入れる等々をやれば消費税率引き上げはいささかも必要ないということを経験を述べて、質問を終わります。

○委員長(岩本久人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鈴木貞敏君が委員を辞任され、その補欠として中曽根弘文君が選任されました。

○西川潔君 どうぞよろしくお願ひいたします。

十月二十日に衆議院で税制改革特別委員会の審議がスタートいたしました。参議院地方行政委員会での質疑も私がいよいよ最後ということになりました。連日皆様、本当にお疲れさまでござい

す。これからの我が国は、高齢化、少子化が進んでいく二十一世紀に向けて、どういった社会を目指すのか、またそのための費用負担のあり方をどのような姿にしていけるのか、その手法、手順につきましましては、皆様方それぞれにお考えに違いはございますが、国民の幸せを、またあるいは国益を思う気持ちにはみんな変わりないと思つております。今後数年間にわたって、試行錯誤を繰り返しながらも、その方向性を見出し、どうにか私たちが一人一人の責任ではないかなと、こういうふうな考えま

す。今回の審議については、これからあと採決を残すのみとなりましたが、これまでの審議を通じて、大臣の御感想からまずお伺いしたいと思つてお

口の急激な高齢化が進展をしていきます中でより活力のある福祉社会をどのように実現していくかという、そういう視点に立ってこの税制改革が行われるわけでございますけれども、昨年来の紆余曲折を経ながらも、この間の経過を踏まえて作成されたきょうのこのときに思いますことは、今回の国会論議を通じても、福祉のあり方、あるいは行政改革、あるいは不公平税制の問題等、それぞれ時代が今抱えており、かつそれを断行しなければならぬ問題について幅広い、奥深い議論が行われたと存じますし、また西川委員からはそれぞれ福祉の現場をお回りになった実見を体して非常に貴重な御意見を賜ったと存ずる次第でございます。

今申し上げましたような福祉のあり方、あるいは行政改革、不公平税制、こういう大きな問題は、問題を先送りするのではなく、即刻取り組まなくてはならない重要な課題であると認識をしておる次第でございます。

また、一方、今回の税制改革におきまして、地方税制について地方消費税が創設をされますことは、地方分権の昨年の六月の衆参両院の決議を踏まえまして、具体的な地方分権の足取りが見えてくる中において地方消費税として、地方の独自財源としてより安定的な伸長性のある税の方向として位置づけられましたことは地方分権に弾みを与えるものとして私も認識を新たに、またそれだけに地方のこの行革に対する責任を痛感しておる次第でございます。

○西川潔君 質問のときには繰り返し御質問いたしました。今回も大変恐縮ではございますが、やはり福祉を志す人間といたしまして、逆進性のある、あるいは買物するたびに負担感を感じる消費税を引き上げるには、皆さん方に本当に毎日のようにお伺いするんですけれども、西川さん、何に使うのか、何のために必要なのか、我々にはどういった恩恵があるのか、そういうことはつきりとしていただきたいと思います。今後二年間皆さんの方々にいただくわけなんです。

をかねましてじっくりと検討するというところでございますが、国民に対して最低限の国の責任といたしまして、私はその点を強く要望しておきたいなと、こういうふうな考えをしております。

先日、大蔵委員会との連合審査でも申し上げましたが、私は基本的には消費税は福祉目的税の姿が望ましいと、そういうふうな考えております。しかし、先日の公聴会でのたかさんの先生方の御意見をお伺いいたしましたも、福祉の範囲をどこからどこまでにするのか、あるいは福祉の需要が大きくなるたびに税率の引き上げにつながるという、こういう問題点があるという指摘もございました。私といたしましては、何が何でも目的税でなければいけないということではございませんが、国民にとりましてはつきりと目に見える、また担保となる政策的な約束があればよいのではないかと、こういうふうな考えるわけです。

そこで、厚生省にお伺いしたいんですけれども、厚生省が作成されました新ゴールドプランについて、その内容とその財政需要額、またその財源確保につきまして厚生省はどのようにお考えになつておられるのかをお伺いしたいと思います。

○説明員(吉富宣夫君) まず、新ゴールドプランの案につきましてでございますけれども、その主要な内容として、まず高齢者介護サービスのある方につきまして基本理念を掲げております。

具体的に申し上げますと、利用者本位に立ったサービスの提供、さらには普遍主義の立場に立ちまして支援を必要としますすべての高齢者の方に必要なサービスを提供する、こういったこと。そしてまた、保健、医療、福祉を通じた総合的なサービスの提供を図りますとともに、住民に最も身近な地域におきまして必要なサービスをきめ細かく提供する体制づくりを行う、こういったような理念を掲げまして、こういった理念に立ちまして今後の高齢者介護対策を進めるべきであるとして、こういうふうな考えておるわけであります。そしてまた、自治体が老人福祉計画を策定する過

程におきまして把握されました実際の地域ニーズを踏まえまして、現行ゴールドプランのサービスの目標水準を大幅に引き上げております。

例えば、ホームヘルパーにつきましては、現行ゴールドプランでございました十万人ということでございますが、新ゴールドプランの案では二十万人にするといったこと。さらには、デイサービスにつきましては、一カ所を二カ所に拡充するといったこと。さらに、特別養護老人ホームの入所定員につきましては、二十四万床を三十万床にする、こういったふうに数量目標の大幅な引き上げを図っておるところでございます。そしてまた同時に、特別養護老人ホームの居室面積の拡大等、サービスの質の改善も盛り込んでございます。

また、訪問看護ステーションの計画的な整備や痴呆性老人対策の総合的な展開などの施策を盛り込むことによりまして、そしてまたマンパワーの養成確保等の対策、あるいは住宅対策や町づくりの推進など、介護基盤を整備していくための支援策も位置づけまして、総合的なプランとして作成をしたい、このように考えております。

一方、今回の税制改革におきましては、与党におきまして御議論の結果、高齢社会に向けて、当面緊急を要する施策につきまして、平成九年度以降三千億円の財源措置が講じられております。また、平成七年度、八年度におきましても、地方公共団体の老人保健福祉計画の中で特に緊要性の

ある特別養護老人ホームの拡充、ホームヘルプサービスの充実等に充てますためにそれぞれ一十億、二十億円の公費を充当することとされたものと承知をしております。

厚生省としましては、今般の税制改革に伴いますこれら一連の財源措置も一つの足がかりとしながら、引き続き財源の確保にも配慮しつつ、できるだけ早期に新ゴールドプランが策定されますように関係省庁と鋭意協議を進めてまいります所存でございます。

なお、厚生省として新ゴールドプランの実施に

必要な経費、国費ベースで五年間で一兆七千五百億円というふうに見込んでおります。

○西川潔君 ありがとうございます。

今、課長さんの答弁にもございましたが、この関係省庁という御答弁もございましたが、この新ゴールドプランについて大臣にも一言お伺いしたいんですけれども。

○国務大臣(野中広務君) 各地方公共団体におきましては、昨年度、地域の実態に応じた老人保健福祉計画を策定いたしましたところであり、これを踏まえて厚生省におかれましては大臣の私的諮問機関として、先ほど釘宮委員の御質問にもお答えいたしましたように、その新ゴールドプランなる案をおつくりになったものと聞いております。これにつきましては、現段階におきまして正式に自治省として協議を受けておる立場にはございませんので、その内容について私から評価することは差し控えていただきたいと思いますのでございませうが、自治省といたしましては地域福祉というのは地方公共団体の最重要課題でもございまして、これを重点としてプランを策定する必要がありますと考えております。

また、税制改革法案には社会保障等に要する費用の財源の確保等の関連で消費税及び地方消費税の率について検討するなど、それぞれ見直し規定も入っておりますので、このきまざまな検討過程を通じて新しいゴールドプランを内容的に関係省庁と、今厚生省からお話がありましたように、十分協議をいたしまして支援措置を講じてまいりたいと存じております。

○西川潔君 大臣、どうぞよろしく願っています。

いろいろな委員会に僕も寄せていただくわけですから、少数会派でございましていろいろなどところへ行くことが大変勉強になるんですが、この地方行政委員会は質問をつくるときも大変難しゅうございまして本当に勉強になります。お願いすることばかりで本当に申しわけないんですけれども、どうぞひとつ一つ小さなことから

こつこつとやっばり進めていただきたいと思ひます。

そもそも新ゴールドプランにつきましては、国が定めた老人福祉法等の改正によりまして地方に策定を義務づけた老人保健福祉計画を積み重ねた結果であつて、地方がスムーズに計画を進めていくために必要な措置を講じていくことが国の責任であると思ひます。

そこで伺ひたいんですけれども、自治省といたしまして地方の老人福祉計画の達成のためにどのような地方財源措置を講じていくのか、また地方財政計画にどう位置づけていくのかをお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 先ほど来申し上げておりますとおり、地域福祉を推進していくことは地方団体に課せられた重要な責任であるわけでございまして、地域の特性に応じました地方単独事業を含めまして、その財源確保に鋭意努力を傾けてまいりたいと思ひます。

○西川潔君 次に、厚生省にお伺ひしたいと思います。

ゴールドプラン見直しの基本的方向を踏まえた新ゴールドプランの具体的施策の中で基盤整備法の策定についてお伺ひいたします。

○説明員(吉富宣夫君) さきに与党の福祉プロジェクトに厚生省の案として新ゴールドプランをお示したわけでございますが、こちらではサービスの目標水準のみならず、サービスの質の向上やサービス提供基盤の整備を支援する施策も盛り込んだ総合的なプランとして考えているところでございます。そうしましたことから、その着実な推進を図りますためには、財源確保対策を含めまして総合的な支援措置を講じていく必要があるものと考えております。

具体的な支援方策につきましては、今後、財源の確保にも配慮しながら、新ゴールドプランの策定の検討をする過程におきまして御指摘の点も含めまして幅広い視点から政府内部で十分検討して

まいりたい、このように考えております。

○西川潔君 この部分を少しある報道で読ませていただきますけれども、

基盤整備法は、新ゴールドプランの計画期間である平成七—十一年度までの五年間の時限立法となる見込み。具体的には、①自治体策定の老人福祉計画を地方財政計画に明確に位置づけ、地方財源を確保する②特別養護老人ホームなど施設整備の国庫補助をかさ上げする③民間事業者がシルバー関連産業に参入しやすいよう規制緩和と税制上の優遇措置を実施する④高齢者住居住宅への住宅金融公庫の低利融資と割り増し融資を行う——などを盛り込む案が浮上している。

こういうふうな報道されているわけですが、私も、仮にこういう内容の新法をお考えであるということならば私どももぜひとも支持したい、こういうふうに思ふわけでありまして、

厚生省におかれましては、引き続きこれは御検討していただきたい、大臣の方にもそういうふうにお伝え願ひたいと思ふんですけれども、一言ございましてお伺ひしたいと思います。

○説明員(吉富宣夫君) 新ゴールドプランを着実に推進しますためには、先ほど申し上げましたように、総合的な支援措置を講じていくことが必要であると考えております。

具体的な支援方策につきましては、現在検討を進めているところでございまして、どのようなものがふさわしいかこれから十分検討してまいりたいと考えております。そのような意味で、御指摘のような方法論も含めまして住民の住みなれた地域において必要なサービスをきめ細かく提供できる体制づくり、こういったものを目指しまして引き続き努力をしてまいりたい、このように考えております。

○西川潔君 ぜひよろしく願ひいたします。

仮にこのように新ゴールドプランが法的に位置づけられるというふうなことになりますと、消費税に対する国民の理解に僕は大きく近づくもので

あるというふうに感じるわけですが、この点につきましてもぜひとも自治大臣にリーディングシップを発揮していただきますよう重ねてお願いをしたいと思ひます。

自治大臣の御決意をお聞かせいただいて、最後の質問にしたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

○国務大臣(野中広務君) さまざまな経過をたどりまして、ここに今回の税制改革の結末を迎え、また委員各位の御賛同をお願いする立場に立つたわけでございます。

私もこの消費税導入に当たりまして、今回の五%がすべて福祉そのものに十分機能を果たすとは思ひたいわけでございまして、これからに、地域福祉を担う地方公共団体といたしましては最大の課題といたしまして、この議論を通じて西川委員からもいろいろ御指摘あるいは御意見を賜りましたこと、あるいは他の委員各位からもいろいろな意見を賜り御指導をいただいたことを肝に銘じながら、この税制がより国民の皆さんに理解をしていただけるような方策をとりますとともに、その前段として大胆な行政改革を初めとして、委員各位の熱心な御議論にこたえてまいりたいと存ずる次第でございまして、

○西川潔君 ありがとうございます。

○委員長(岩本久人君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○有働正治君 私は、日本共産党を代表して、地方消費税導入を柱とします地方税法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

まず私は、審議不十分なままの消費税増税関連法案の質疑打ち切り、採決強行に対し、消費税率引き上げ反対の国民多数の声を代表して強く抗議するものです。本委員会での質疑時間は、きょう

を含めてもわずか二日間、実質九時間、連合審査を加えましても十五時間にすぎません。この短い審議時間の中でも多くの問題点が浮き彫りになっており、審議はやつと緒についたばかりであります。マスコミの世論調査でも消費税率引き上げ反対の声が七、八割になっており、国民は慎重で徹底した審議で問題点の全面解明を求めています。

本日、採決強行は国民世論への挑戦であり、国民の国会への期待を踏みにじる何物でもありません。

反対理由の第一は、今回の地方消費税導入が消費税率の引き上げと一体のものとなつてゐることです。消費税率の引き上げは、昨年の総選挙でも、社会党を初め、公約として掲げていた党はありませんでした。野中自治大臣も選挙公報やマスコミのアンケートへの回答で税率引き上げは一言も触れておらず、本委員会の答弁でもそのことを認めました。こうした公約違反に加え、消費税増税法案は、税率二%の引き上げで四兆八千億円の増収となり、増減税の差し引きを見ましても、年収八百万円以下、サラリーマンの約九割が増税になる、国民に増税税を強いる悪税です。しかも、見直し規定により実施前に六%、七%へと引き上げることができるところです。少数者にしか減税効果がないのみならず、本委員会での審議でも鮮明になつたように、高齢者など弱者に最も犠牲を強いる不公平かつ逆進性の上ない悪税であります。

第二は、地方消費税導入が地方分権確立への大きな弾みなどと言ふものでなく、地方の課税自主権を認めない、地方自治に全く逆行するものです。法案では、地方消費税を道府県税として創設しては、附則で当分の間国が徴収することにしてあります。納税者の事務負担の軽減を理由に、大蔵省も納税者の事務負担がな

くならない限り国が執行する旨を示唆しているように、実際は国に権限を握られた状態が半永久的に続くことになりまして、

地方消費税の税収は二兆四千四百九十億円と見

込まれており、導入されれば事業税、道府県民税に次ぐ税収を占める巨額の税収となるものです。しかし、税率は消費税額の二五％と法律で決められており、自治体が条例で税率を決定する権限もありません。これでは納税を通じて住民の地方行政への参加意識や監視機能が高まるという自治省の説明とは裏腹に、地方の独立税とは言えるものではありません。

真の地方自主財源確立の道は、初めに消費税率ありきではなく、真の地方自治が拡充される方法、例えば現行税制のもとでも歳出に見合った割合に国から地方に税源を移譲する方法などで地方税源の充実こそ求めるべきです。

なお、法案には個人住民税の減税部分が含まれており、これは不十分であるといえ深刻な不況を打開する上で当然の措置です。しかし、地方消費税が導入される一九九七年度時点では、平年度ベースで個人住民税減税を一兆円以上も上回る増税になります。

日本共産党は、大多数の消費税率引き上げ反対の国民と手を結び、二年五ヵ月後の引き上げ阻止、さらに消費税廃止を目指し、引き続き意気高く全力を挙げる決意を表明し、私の反対討論を終わります。

○委員長(岩本久人君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
地方税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩本久人君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、岩崎君から発言を求められておりますので、これを許します。岩崎昭弥君。

○岩崎昭弥君 私、ただいま可決されました地方税法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議、二院クラブの各派共同提案によ

る附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方分権の推進や今後の少子、高齢化の進展に伴う地域福祉の充実等にかんがみ、地方団体が自主的に責任ある行政運営を推進できるように、自主財源である地方税源の拡充を図るため、国と地方の税源配分の見直しを検討すること。あわせて、地方団体の円滑な財政運営を確保する上で必要となる地方交付税総額の拡充を図るなど地方一般財源の充実確保に努めること。

二、公平・公正な税制を確立し、税制に対する国民の理解と信頼を確保するため、引き続き格段の努力を行い、地方税における非課税等に特別措置の在り方について、国民生活の向上に役立つ政策意図の明確なものを除き、政策目的を終えた措置や政策効果が少ないものについては、今後とも速やかに廃止・合理化等を行うこと。また、赤字法人等の課税の適正化等の観点を含め事業税における外形標準課税の導入について、積極的に検討すること。

三、利子及び株式譲渡益に対する個人住民税の課税の在り方については、課税の公平・適正化の観点等を勘案し、見直しに努めること。あわせて、納税者番号制度の導入等所得把握の環境整備の状況などに配慮しつつ、総合課税への移行問題等についても見直しを検討すること。

四、地方消費税の徴収については、納税義務者の事務負担等を勘案し、当分の間、国に徴収を委託することとしているが、地方税は本来地方団体が賦課徴収すべきものであることから、今後その在り方について検討すること。

五、消費税率の引上げ及び地方消費税の創設に
関連して、特別地方消費税について、今後引き続き地方における自主財源の必要性を踏まえつつその在り方を総合的に検討すること。
右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(岩本久人君) ただいま岩崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩本久人君) 多数と認めます。よって、岩崎君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、野中自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。野中自治大臣。

○国務大臣(野中広務君) ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましてその御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(岩本久人君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩本久人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十分散会

地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会會議録 第一号中訂正		
ページ	段行	原文
九三	一四	営業税、営業
税は		売上税、売上
		税は

平成六年十二月七日印刷

平成六年十二月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T